

第5回小金井市環境基本計画改訂検討委員会 会議録

日時：平成26年10月3日（金）15：30～18：10

場所：小金井市役所第二庁舎 601 会議室

<出席者>

【委員】（◎：座長、○：副座長、他の委員は名簿順、敬称略）

◎細見正明、○服部哲則、瀧本広子、杉本早苗、柏原君枝、亙理鐵哉、藤崎正男

【事務局】 碓井紳介、中澤秀和、飛田幸子

【コンサルタント】（株）サンワコン、桶谷治寛、吉沢清晴、今井重行

<次第>

1. 開会

2. 協議事項

（1） 前回議事録について（資料1・資料2）

（2） 計画改訂原案（案）について（資料3）

（3） その他

3. その他

<配付資料>

・資料3 改訂・小金井市環境基本計画【原案】（案）

・別紙 第4回改訂検討委員会での主な意見と対応

・参考資料 見直しの視点とコベネフィットの関係（原案 p.36 の図の代替案）

（以下、当日配付）

・資料1 第4回小金井市環境基本計画改訂検討委員会 会議録

・資料2 第4回小金井市環境基本計画改訂検討委員会 会議録（要旨）

・別紙2 第4回改訂検討委員会での主な意見と対応

・原案 p.75～76（差替え）

< 1. 開 会 >

細見座長 定刻になりましたので、第5回の検討委員会を開催させていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいいたします。早速議題に入りますが、それに先立ちまして、事務局から本日の資料等の説明、確認をお願いいいたします。

碓井係長 はい。それでは、資料の説明と併せまして、委員の皆様にもちょっとおわびとお願いをさせていただきます。まず本日の資料についてご説明させていただきます。

まず事前に送付させていただきました資料が2点ございまして、資料3といたしまして、「改訂小金井市環境基本計画の【原案】(修正案)」、別紙といたしまして、前回の検討委員会で、委員の皆様よりいただきました主なご意見と、それに対する対応の一覧表、以上でございます。

また、それとは別に、当日配付になってしまい、今回大変申し訳ございませんでしたが、皆様の机の上に、本日資料といたしまして、資料1として、前回議事録の全文筆記のもの、資料2として、要点筆記のものを配付させていただきました。また、別紙につきましては、事前配付させていただきましたものと、中身は変わらないんですけども、ページ順次に見やすく並び替えをさせていただいたものを、当日配付させていただきましたので、差し替えをお願いいいたします。

あと、急遽追加になって、本日、杉本委員より、「環境基本決定についての提言」ということで、一覧の資料をいただいておりますので、後ほどご説明のほど、よろしくお願いいいたします。

すいません。あと1点は、75ページにつきまして、差し替えのほうをちょっとお願いいいたします。本日の当日配付の資料になります。

本日の資料につきましては、以上になります。ご確認いただきまして、不足などございます方は、おっしゃっていただけましたらと思います。皆様、大丈夫でしょうか。

では、あと本日、渡邊委員、鴨下委員、土屋委員よりお仕事のご都合でご欠席とのご連絡を受けております。あと柏原委員から、ちょっと、この前に別のご予定が入っていらっしゃって、10分ほど遅刻なさるといようなご連絡を受けております。

あと、申し訳ありませんが、私どもの環境政策課長の大関のほうで、議会日程の変更等が今回ございまして、今日、議会対応ということで申し訳ございません。途中から間に合えば来るといことなんですけれども、おそらく欠席という形になってしまうかと思っております。申し訳ございませんが、よろしくお願いいいたします。

あと、重ねて委員の皆様にも、ちょっとおわびなんですけれども、これ、前回に、本来私のほうからご説明させていただかなければならなかったところではあったんですけども、今回から、一応、当初も、この検討委員会の予定4回ということで、なっていたんですけども、回数の延長もあったということで、一応、当初パブコメ前に3回、パブコメ後に最終として1回という、こういう4回の予定でありましたのが、今回、パブコメ前5回目ということで、2回の延長がございました、回数増がございましたので、その2回分につきまして、委員の皆様への報酬につきまして、予算措置のほうをさせていただきますので、ご連絡が遅れてしまったことのおわびと併せてさせていただきます。

あと、これは委員の皆様にも、お願いという形になるんですけども、前回もちょっと同じことを申し上げたんで、何度も申し訳ないんですが、一応、今回で、当初の想定よりも回数が2回増になってしまっているということで、予算的な問題、スケジュールの問題もそうなんですけれども、一部の、どなたということは申し上げられないんですけども、一部の委員の方および推薦団体のほうから、当初の予定と回数が違うのでは、といったお声がございまして、一応、事務局のほうといたしまして、今回をパブコメ前の最終回という形にさせていただきますので、今日、もし最後までご意見が出尽くせなかった場合につきましては、パブコメ後にもう1回、検討委員会のほうを設けますので、その場でちょっとお願いできればと思っております。

なお、パブコメ後の検討委員会につきましても、大変申し訳ありませんが、スケジュールとの関係もございまして、1回でという、11月末か12月頭ごろになるかと思うんですけども、1回という形、1回でそれが最終回という形で、対応させていただきたいと思っておりますので、委員の皆様におかれましては、何とぞ了承のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

< 2. 協議事項 >

【(1) 前回議事録について (資料1・資料2)】

細見座長 はい、それでは、議事次第に沿って進めたいと思いますが、まず最初に、前回の議事録ですけれども、これ、すべて読んで。

碓井係長 そうですね、はい。本日配付という形になってしまいましたので、委員の皆様におかれましては、後日内容をご確認いただきまして、訂正がございましたら、事務局までご連絡いただけますようお願いをいたします。もし、委員の皆様方からご連絡いただいた訂正箇所の中に、議事の根幹に関わるような部分ございました際には、次回委員会の際の冒頭にて、ご説明させてい

ただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

細見座長

ちょっとスケジュール等が込んで、議事録がちょっと遅れました。それで、本日お配りをして、見ていただいて、特に「てにをは」とか、語尾の修正はそのままさせていただきますけれども、1点ちょっと私では、議事録とは違うというような、大きな問題に関しては、確認を取って、次回に確認、最終的に決定をしたいと思っておりますので、本日見ていただいて、1週間ぐらいかな。

碓井係長

そうですね。1週間ぐらい、2週間ぐらい、はい。

細見座長

1週間ぐらいの間に、事務局に申し出ていただければと思います。申し訳ありませんが、今回の議事録の扱いについては、そのようにさせていただきます。

【(2) 計画改訂原案(案)について(資料3)】

細見座長

それでは、次の事項ですが、改訂の原案の修正案が、資料3でお手元に事前に配付してあると思います。これと、本日、修正で出されました別紙2等を参考にして、サンワコンさんから説明を、まずお聞きして、その後、本日、杉本さんから出ているのも含めて、少し、まず説明していただいてから、この緑の1枚ものの資料ですが、このメモのご意見をちょうだいしたい、というふうに思います。じゃあ、よろしくお願いいたします。

サンワコン桶谷

はい。それでは、基本的に別紙に沿って、ご説明をしまいたいと思います。この別紙2なんですけれども、事前配付の別紙と内容は同じでございます。実はその事前の配付のものが、前回の委員会でご指摘があった点と、その後、事務局でレビューしたもので、修正したもので、これが双方23個ずつで、計46の修正点といいますか、指摘があったことになっております。それを、ちょっと別々にやっていますと、また混乱いたしますので、一応、資料のページ順に並べ変えたものが、この別紙2でございます。内容は別紙とは変わっておりません。それで、順を追って、こちらの別紙2のほうで、ご説明をさせていただきます。

それと、もう1点、お断りなんですけれども、すいません、ちょっと事務局と私どもとの手違いがございまして、目次のほうが、本日付いています目次と本文の中身が、合っていないということがございますので、これはこちらで責任を持って、修正をいたしますので、今回はちょっとご了承いただきたいと思っております。

それで、修正点でございますけれども、別紙2のまず1番でございます。ページは3ページになります。こちらのほうは、事務局のレビューということで、参考という形で欄外に枠で囲った部分、これをほかの体裁と併せまして、脚注に記載するような形にしております。これは単純な書き方の違いということで、ご理解いただければと思います。

それから、5ページ。こちらのほうが、こちらのほうも事務局レビューで見つかった点でございますけれども、基本理念のところ、実は四角で囲っています基本理念の部分ですね。これが冒頭の1ページでございます①、②、③の表現と全く同じでございます。これ、重複した表現になってございますので、そのあたりを前節で示した基本理念、「以下に再掲」という形で、重複がおかしくないような形で修正をさせていただいております。

それから、ずっと進んでいきまして、14ページになります。こちらのほうが、まずは上から、上の一番、一つ目のポツですね。こちらのほうで、柏原委員からご指摘がございましたので、「第二調整池」となっていましたものを「調節池」というふうに修正をしております。これは、ほかにも後で出てきておりますので、同じような修正を行っております。

そして、4点目が、この同じ14ページの課題の部分の一つ目のポツでございます。これは議論があった部分でして、まず野川が100%湧水の川であることに意味があつて、これで十分きれいなイメージを持つので、あえて「きれいな」という修飾表現は不要である、というご意見をいただいております。それに対しまして、合流式下水道であるため、豪雨時でなくとも雨量が多いと。越流した下水が野川に流入する。渇水時の瀬切れとともに、これを課題としてとらえるべきである、というようなご指摘を受けております。

あと、もう1点、下水道の越流対策には、小金井市も絡んでくるため、「東京都」の記載というのは、広く「行政」というような表現にしたほうが良いということで、これは議論の末ですけれども、こちらの課題の文章を、途中から読みますが、「下水道の整備によって100%の湧水の川になりました。しかし、雨が少ないと水の流れが途切れることがあります。一方で雨が多く降りすぎると、下水の流入（越流）によって水質に悪影響を及ぼすこともあります。現在、行政と市民が協力して対応していますが、流量の減少と雨天時の下水の流入は野川の大きな2つの課題です」とさせていただきました。

藤崎委員 すいません。ここのところ、ちょっとよろしいでしょうかね。

サンワコン桶谷 はい。

藤崎委員 よろしいですか。この「雨が多く降りすぎると」という表現ですけど、同じようなところが、別な所にもありましてね。そこでは、「一定量以上の降雨時には」という言い方をしているんですね。

サンワコン桶谷 はい。

藤崎委員 これは、そのほうがいいのかと思いますね。「多く降りすぎると」というのは、何か非常にあいまいな言い方なんで、やはり、7ミリとか、10ミリ以下ぐらいでも、越流しちゃうわけですけども、「一定量以上」という言い方のほうがいいのかと思います。

細見座長 　　いかがでしょうか。

サンワコン桶谷 　　いいですね。

細見座長 　　はい。じゃあ、今の藤崎さんのご意見どおりにしてください。

サンワコン桶谷 　　はい、承知いたしました。

細見座長 　　ここ、「降りすぎると」というと、やっぱり確かに、「すぎる」がちょっと目立つので、「多く降ると」ぐらいだったら、良かったかもしれません。「一定量以上」。

服部副座長 　　「一定量以上降る」というふうにしようと。

藤崎委員 　　「の降雨時には」。

細見座長 　　「には」。

サンワコン桶谷 　　はい。

細見座長 　　「下水の流入によってうんぬん」と。

藤崎委員 　　同じ表現が、ほかにもう1カ所あります。

サンワコン桶谷 　　はい、わかりました。そちらも併せて、じゃあ、見直して、修正させていただきます。

次に 24 ページでございます。こちらは事務局のレビューということですが、「排出抑制」と「発生抑制」という言葉を、二つ混用しておりました。それで、一応こちらの考えといたしましては、「発生抑制」という言葉で統一をさせていただいております。それに伴いまして、こちらの課題の二つめのポツの文章でございますけれども、「ごみ排出については」とあったところを、「ごみの発生抑制をより一層進めるため」という表現に改めさせていただいております。

次に 28 ページでございます。ごめんなさい、26 ページです。申し訳ないです。ちょっと間違えました。26 ページでございます。「地球環境」のところの二つめの丸でございます。これも同じように、4番、ごめんなさい、5番と同じですね。5番と同じようにごみの「発生抑制」という形で、改めさせていただきます。

次に、33 ページになります。こちらのほうは、委員会の意見で、これは別紙のほうの番号になりますけど、ナンバー18の反映に伴う修正ということで、実は、後ろのほう、第3章のほうを修正しておりますのに伴いまして、修正をかけております。そちらと、表現というか、内容を、意図を合わせたということでございまして、まず二つめの課題で、単に「情報発信と環境教育の充実」とございましたけれども、ここに「環境基本計画の認知度向上に向けた」という修飾を付けさせていただいております。

それから、四つめの課題のところ、前回ネットワークという議論がかな

りございまして、それを踏まえた形で、「計画の目標達成に向けた各主体間のネットワーク（連携）と協働強化」というような課題にさせていただいております。

次に 34 ページでございます。こちらは、委員会のほうでご指摘があった点でございまして、再生可能エネルギーについて、複数の表現が使われているということ。「自然エネルギー」「新エネルギー」「クリーンエネルギー」は、すべて「再生可能エネルギー」に統一し、注釈を入れるべきである、というようなところと、ということで、四つめの「心豊かにくらすまち」というような四角の部分でございますけれど、ここの文章を修文をしております。「環境の恵を受け、環境を育むことによって、物質の豊かさではなく、心の豊かさを大切にし、自然と触れ合えるとともに、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用を通じて」という形で、直させていただきます。ここは「自然エネルギー」という表現がありましたのを、「再生可能エネルギー」に直したのに伴いまして、全体を見直したということでございます。

その脚注に、再生可能エネルギーの定義といたしまして、「太陽光発電や風力発電などを指す言葉として、「新エネルギー」、「自然エネルギー」、「クリーンエネルギー」などがありますが、本計画では統一して、「再生可能エネルギー」と表すこととします」というような注釈を入れさせていただきます。

次に、35 ページでございます。

藤崎委員 35 って、これの 35？

碓井係長 そうですね。そちらの 35 ページです。

サンワコン桶谷 はい、はい。

藤崎委員 ごめんなさい。

サンワコン桶谷 「取組の見直しの視点」というところでございます。「見直しの視点 1 について、化石エネルギーや原子力を除いた持続可能なエネルギーの視点として、省エネルギーに再生可能エネルギーを加えた二本立てで統一していくべき」というようなところでございます。これは複数の方のご意見をまとめて、こういうふうに整理させていただきましたけれども、35 ページのほうの視点 1 で、これを受けまして、「省エネルギー及び再生可能エネルギー活用の視点を強化します」ということで、表現を改めさせていただきます。

それから、36 ページのほうで、こちらの図のほうの中も、図の中も、「4 つの見直しの視点のうち、「エネルギー」だけが何をしたいか明確になっていない」というようなご指摘がありましたので、「省エネルギー・再生可能エネルギー」というようなところを、見直させていただきます。

それと、これは別に委員会の指摘のほうの 20 番になりますけれども、事業

者という、丸で囲った部分、主体がございましたけれども、そこに「商工会・JA等」という形で、新たに関連団体も入れさせていただきました。

次に、37ページになります。こちらのほう、中ほどにずっと図の上に、文言が一つございまして、まず本文のほうで、「5つの重点施策」とあったんですが、これは本文中すべて「重点的取組」と表現しておりますので、それに合わせて直させていただきます。それから、図中について同じく、一番右側の四角の囲み、「重点的取組」とさせていただきます。

そして、同じ図で、①、四つの見直しの視点の①の部分でございます。「省・節・削エネルギーの意識強化」とありましたのを、「省エネ及び再エネ活用に対する意識強化」というふうに改めさせていただきます。

そして、38ページになります。こちらのほう、第4章の構成が若干わかりにくくなってきているかなというのが、ちょっと事務局の間で意見が出ましたので、それに伴いまして、少し構成を見直しております。4-2が「具体的な取組方向」といったわけなんですけれども、これをより、ここに書かれている内容を示す文言として、「基本目標と主要な課題」という形で改めてさせていただきます。そこのリード文のところも、「改訂計画においても継続する「8つの基本目標」については、「下表に掲げる上げる幾つかの課題が明らかになっている。これらの課題を踏まえて施策を立案し、さまざまな主体と連携・協働して、目標に向かって行動していきます」という形で直させていただきます。

それから、それと同じように、39ページのほうですけれども、構成といたしまして、「4-3 基本施策」ということで、先ほどの4-2の部分を「基本目標」と二つに分けさせていただきます。それで、39ページにつきましては、4-3で述べている、それぞれの基本施策の構成というか、書き方ですね。記載方法について、若干説明を加えるようなページになっております。それで、リード文のほうから読みますと、「本節では、「8つの基本目標」に対応して取り組んでいく『主な取組の方向性』を示し、それぞれの基本目標を達成するための基本施策ごとに「取組方針」と、「施策内容例」を挙げています。基本目標に対する基本施策・取組方針の体系は、次ページの表に示すとおりです」ということで、基本的にここでは、まず基本目標に該当するものが、この小さく例で出ておりますところであります。

まず、「緑を守り育てる」というのを例に取って、こちらでは説明を、解説を加えております。まず出てくるのが、基本目標の解説ということで、この「基本目標の重要性について、現状や課題、方針などの基本的な考え方を示しています。」

それから、「主な取組の方向性」というところでは、「箇条書きで、主な取

組の方向性を示しています。「環境保全実施計画」立案時の参考となります」というふうな注釈を加えております。

それから、ここのその目標にぶら下がります、「基本施策」についてなんですけれども、「基本施策ごとに取組方針を示しています。」これも「環境保全実施計画」立案時の参考となります。

それから、その下で、四角で囲った部分ですけれども、前回は「施策の具体的な内容」という形で表現をさせていただきましたけれども、あまりにも限定されるような表現も使われているのではないかと、というようなご意見もございましたので、こちらのほうは、あくまでも施策内容の例ということで、もちろんこれをたたき台にして、今後、市民の方も交じりつつ、議論を加えながら方向性を決めていく、施策を決めていくというような、そういう柔軟性を少し出したような形になっております。

箇条書きで、「現在実施している継続的な施策例」で、これは○印で示しております。それから、「今後実施を検討している施策例」(★印)を示しています。ということで、これらを基にしまして、参考にしまして、「環境保全実施計画」、こういったものが庁内のほうで策定されていく、ということがございます。

それから、さらに二重の枠で囲っておりますところは、「トピックスなど」といたしまして、今まだ現在、こちらのほうは充実はされていないんですけれども、必要に応じて、基本施策に関連するトピックで、説明を挿入していくという予定をしております。

それで、40 ページのほうでございますが、こちらも、これは表のタイトルだけでございます。「基本目標ごとの基本施策・取組方針の体系」という形で、表のタイトルを改めてさせていただきましたのと、すみません、8番の「地域から地球環境を保全する」という中の「8.1 地球温暖化の防止」の3番でございます。「自然エネルギー」という表現が残っておりますので、それを削除しております。

次でございます。41 から 68 ページにわたってでございますけれども、こちらのほうは、41 ページを例にしてご説明いたしますと、まず「基本目標 1」というふうに、特に、何て言うんでしょう、章立てせずにタイトルがあったものを、ほかとそろえまして、「(1)」という形で、タイトルを修正をさせていただきます。中身的には、変わってございません。これが、基本目標の 1 から 8 まで修正が入っております。

それと、これは 42 ページのほうをご覧になっていただきたいんですが、先ほどの申しあげました「具体的な施策内容」というふうに囲みをしたところが、すべて「施策内容例」ということで、表題を変えさせていただいております。

ます。

ちょっと戻りまして、41 ページのほうに戻っていただきまして、こちら、「主な取組の方向性」の中に、四角で囲った部分がありました。こちらのほうを、本文のほうに移動をさせております。これは事務局のレビューによつての修正でございます。中身的には変わっておりません。文章がちゃんと流れるように、表現を変えている部分は、若干ございますけれども、意図的なところは変わってございません。

それから、44 ページでございます。取組方針1の白丸の二つめでございます。こちらと同じように、下の「施策内容例」のほうに入っておりました四角で囲った部分ですが、そちらのほうをこの「取組方針」の文章のほうに入れるような形で、修正をかけております。「取組方針1」の2つめの丸については、すべて挿入という形になっておりまして、「環境基本計画」の認知度を高め、市全体が目標達成に向けた行動を進められるよう、さまざまな広報手段によって、あらゆる主体に情報提供を行ってまいります」とさせていただいております。

それと、「取組方針2」の中でも、「環境基本計画」の認知度・理解度を向上させるため、誰もが利用しやすい効果的な情報発信・広報などさまざまな手段について」という形で、修飾をさせていただいております。

次に、46 ページにまいります。こちらのほう、「農地が宅地化される際に、建売単価の関係で開発業者を細分化してしまうため緑化しにくい。条例による規制や補助金等の支援が必要である」というご指摘がございました。十分答えた内容にはなっていないかもしれないんですけども、「取組方針2」の二つめの白丸でございます。「市独自の緑の基準づくりや支援のあり方を検討し」というところを、付け加えさせていただいております。

次に49 ページになります。こちらは、「相続税を支払うために、相続時に生産緑地を売らざるを得ない。税制は国・都の問題で、現状は解決が難しい」というようなご意見がございました。その中で、方向性としてですけれども、49 ページの「施策内容例」の二つめの丸でございます。「農地の保全に関する先進事例を調査・研究し、生産緑地の保全・活用方策を検討する」ということで、表現を少し、もう少し詳しくといいますか、詳細に記述をさせていただいております。

それから、その二つ下の丸につきましては、これは単純なこちらのミスでございます。ご指摘して、「意見型」とありましたのを「体験型」という形で直させていただきます。

次に、50 ページでございます。上から5行目、6行目の部分でございますけれども、これは14 ページにありましたところと同じような表現でありまし

て、「湧水のきれいな川」というところを「100%湧水の川」ということで統一をさせていただいております。こちらのほうに、その後また、「一定量以上の降雨時には」とございますので、これに表現を合わせさせていただきます。

それから、55 ページでございます。こちらは、中ほどの基本施策 4.2 の「施策内容例」の二つめの丸でございます。これも「野川調整池」となっておりましたところを「調節池」と改めさせていただきます。

次に、59 ページになります。こちらのほうでは、鴨下委員のほうから、「現行の計画のままの記載であり、いつまでたっても理想で、具体性がない」というところを、「主な取組の方向性」の一番初めのところですかね。「市民を交えて共通認識を形成し」というふうな表現があったんですけども、これが「理想で具体性がない。実際に話し合い」などされたことはないのではないか、というふうなご指摘を受けておりました。これにつきましては、ここでは修正をさせていただきます。それで、後ほど重点的取組のほうで、その後の議論で、ネットワークとか、推進体制に関わるようなお話がございますので、それに併せて反映させていただくような形にしております。

それから、60 ページでございます。一番下、基本施策 6.2 の五つめの白丸のところ、これも先ほどと同じ「調整池」を「調節池」に直させていただきます。

次に、61 ページでございます。こちらのほうは、「取組方針 2」の丸の一つめのところに、「自然エネルギー」という表現がございましたので、「再生可能エネルギー」に統一させていただきました。

次に、62 ページでございますが、ここも「主な取組の方向性」の中の一つめの丸「ごみの発生・排出抑制」とあった所を「ごみの発生抑制」で統一をさせていただきます。それから、すいません、本文の中にもございます。本文の上から 4 行目ですかね。「ごみの発生・排出抑制」と同じような表現がございましたので、こちらも「発生抑制」に統一をさせていただきます。

次に、63 ページになります。こちらも「取組方針 2」の二つ目の白丸、括弧内ですが、「排出抑制」とありましたので「発生抑制」に改めさせていただきます。

それから、65 ページでございます。こちらのほう、委員会でご指摘いただきました点で、「生ごみの堆肥化は施策の方向としてよいが、具体策は今後の議論であり、「こがねい有機」に限定せず、柔軟な表現にとどめるべき」というようなご意見をいただいております。

それで、「基本施策 7.4」の「施策内容例」の五つめの白丸、「市内で発生する生ごみから生産した堆肥の市場流通化や、農家への提供を通じて、有機系

廃棄物の地域循環を進める」と、そういうような表現に改めさせていただいております。

それから、66 ページでございます。こちらも三つばかり、「新エネルギー」「クリーンエネルギー」というような表現がございましたので、すべて「再生可能エネルギー」に改めてさせていただいております。

藤崎委員 すいません、ちょっとよろしいでしょうか。

細見座長 はい。

藤崎委員 63。

細見座長 65 ページじゃなくて、63 ページ？

藤崎委員 65 ですね、すいません。65 のこの四角の囲みの中の、「日野市、国分寺市及び本市」とありますよね、焼却場。「新焼却処理施設の平成 31 年度中の稼働を目指す」。これは、環境基本計画の中の表現としては、ふさわしくないように、私はちょっと感じますけど、いかがなものなんですかね。あえて、基本計画の中に、これを書く必要があるのかな、という疑問なんですけど。

碓井係長 おそらく、下位のいわゆるごみ処理基本計画とかに委ねるべきといった、そういうご意見と付け止めさせていただいてよろしいですか。

藤崎委員 ほかの計画、市の。ほかの計画の中で、これは当然、入っているんじゃないですか。

碓井係長 そうですね。

杉本委員： 一応ね、廃棄物処理計画の中に入っていると。

碓井係長 入ってますね、はい。ぱっと名前が、結局、名前が思い出せないで、大変申し訳ないんですけども、ごみの処分計画の中には、当然、うたってございますね。

藤崎委員 ですから、いや、私、ちょっと、今ちょっと引っ掛かったのは、例えば、環境市民会議がかなりの部分で、基本計画の達成には関係するという立場で考えますとね。市民会議としては、全くこれに対しては関与できないでしょう。しないでしょう、今後も多分ね。ですから、それはちょっと考えすぎなのかもわかりませんが、ちょっと意見として申し上げます。入れてもいいよという考え方、あるんでしょうけど。

細見座長 入れなくても、要は、環境基本計画の中で、この議論も随分して、皆さんがこれ……。

藤崎委員 僕は唐突な感じがするんですよ。

服部副座長 よろしいですか。

細見座長 はい。

服部副座長 ちょっと前回の時期の、前のその基本計画の経緯というのを知らないんですけども、そうしますと、その上にあります「取組方針 3」の新たな処理処

分施設のあり方を検討するというのは、これは生きているわけですね。これは生きているわけですね。これを受けて、この③が出てくるわけですね。

藤崎委員

そういうことですかね。そういうことなんですね。

杉本委員

ああ、そうね。これにある、このままでいいのかな

服部副座長

この辺はちょっと、私も。

杉本委員

稼働。

藤崎委員

杉本さんは、どうですか。今まで、柏原さんも、それに関係されていて。

杉本委員

この必要性ないけど。

細見座長

はい、杉本さんどうぞ。

杉本委員

ああ、じゃあ、稼働を目指すために、できることというのは、ちょっと考えられないですね。これはあくまで、その31年までにできなくて、いろいろなことがあったときに、私たちができることって、ないですね。発生抑制やごみの減量はできるとしても、稼働を、これは「目指す」ですから、32年度に遅れられ、35年度に遅れることを、この年度内に目指すために、できる市民の施策や、あるいは、これは行政が考えることだと思うんで、ちょっと一緒に協働してできることというのが、今、見当たらないので、そういう意味では、ちょっと違和感を感じているんですけども。

細見座長

何となく、市民の手を、手から離れた印象はありますね。ほかの、例えば、何だろう、排出抑制とかなんかだったら、一緒にやりましょうというけど。基本計画でやるよりは、あるいは、別途この廃棄物処理計画等で、ここで、こういう稼働を目指していますという、注意書きというか、何かその情報としてはいいと思いますけど、市民がこの稼働に協力するというか、どういう立場で、要は整備事業を実施しますという、もう市の仕組みがあると、業務としておやりになっているように、皆さん、そう考えておられるんじゃないか、と思うんですね。何かそこでいいアイデアがあれば。

確井係長

いいアイデアというふうに、今、先生から、ご指摘をいただいたんですけども、申し訳ございません、ちょっと今、私のほうでアイデアというのは、なかなか持ち合わせていないんですけども、一応今、委員の皆様から、ご意見は一定お伺いできたと思って、検討委員会さんとしてのご意見をお伺いできたと思っておりますので、今度、ちょうど、これは来週、パブリックコメントの前に、庁内としてやはり市として出すわけです、そのパブリックコメントは。庁内で検討する必要があるだろうということで、庁内の環境事業関連部署、当然このごみ主管部署も含まれるんですけども、含めた課長職の会議でもって、こちらのほうを、ちょっと1週間程度間を与えるので、内容を見てくれという形で、依頼を掛けますので、その際にちょっと所管部署とも相談の上、主としてこれを載せるべきなのかどうなのか、といった部分

で、ちょっと見解をまとめたいと思っておりますので、そういう形での整理でもよろしかったでしょうか。

杉本委員

はい。

細見座長

そのように、意見として、ほかの並びとちょっと違う感じを。

杉本委員

違う。

細見座長

みんな持たれていると。

碓井係長

確かに、もう市の施策になってしまってますので。

細見座長

市民の方が、どうこれに関与していいか、ちょっとすぐアイデアが出ないので、だから、そういう、稼働することに反対しているとか、そういうものではないんですけれども、基本計画、環境基本計画の中で、市民とどうやってこうやろうかと言った時に、具体的にアイデアが出てこないの、ちょっと、もちろん環境政策課ではなくて、ごみは別課、課は別だよ、課は別だけど、部は同じだよ。

碓井係長

そうですね、はい、そうですね。

細見座長

だから、その中で、この検討委員会では、一応、意見が出ていました。そこで、主として、それをパブリックコメントで出すときに、もう一回議論、市の中で議論していただいて、それをもう一回、パブリックコメントを掛けますよね。

碓井係長

はい。

細見座長

その後、もう一回議論する場がありますので、そのときに、やっぱりこれはどうだという意見、もう一回、最終的にそこで決めればいいと思いますので。ここは、今回は「意見あり」という形にさせていただきたいなと思います。

碓井係長

はい、わかりました。

細見座長

それでいいですか。藤崎さん。

藤崎委員

はい。

細見座長

じゃあ、進めてください。

サンワコン桶谷

それでは、次が 67 ページからよろしいでしょうか。

杉本委員

ちょっと1カ所、その 65 ページの所で、日野市のその二つ前の、ちょっと文章がおかしいなと思っているところがあるんです。プラスチックごみの所なんです、プラスチックごみというのは、今、容器包装リサイクル協会にプラスチックごみの袋の物は、全部引き取られるんですね。ですから、最終埋立量、最終埋立にはならないんです。ですから、最低、最終埋立に回すのは、今は、燃やさないごみですよ。なので、これだと、プラスチックごみが最終埋立に行くような表現になっているので、プラスチックごみの一部は、最終的には、埋立に回ってないと思うんですよ。今、寄居の所で、サーマ

ルか、ケミカル、サーマルリサイクルか、何かされているので、ここを最終埋立の量を削減する場合は、プラスチックごみプラス「燃やさないごみ」というふうにしないと、この文章はおかしいです。わかっていただけますでしょうか。「燃やさないごみ」が、中間処理場に行って、そこで破碎され、そして最終的には、埋立ごみに。もう本当に粉になっていくという状況なので。プラスチックごみは、容器包装リサイクル協会に引き取られていくので。

細見座長

すべてですかね。

杉本委員

この文章だと、ちょっと。

細見座長

すべてでしょうかね。

杉本委員

どこがですか。

細見座長

プラスチックごみが。

瀧本委員

プラスチックごみ。

細見座長

すべて行くんでしょうか。

杉本委員

容器包装リサイクル協会に。

細見座長

その燃やせないごみに入ってくることも、あるんじゃないでしょうか。

杉本委員

どうなんでしょう、私は、もう。

細見座長

それはもう分別だと思うんですけど。

杉本委員

最終的には分別ですけど、燃やさないごみの同じ、ブルーのところ、燃やさないごみとプラスチックごみが、曜日によって違っているわけですね。ですから、プラスチックごみに出すっていうふうに、私たちがプラスチックごみとして認識した、そのごみは、そのまま容器包装リサイクル協会、どこでしたっけ、業者は。そちらのほうにそのまま行きます。ですので、「最終埋立ごみ」とはならないです。埋立ごみになるのは、あくまで「燃やさないごみ」です、小金井の場合は。

瀧本委員

でも。

細見座長

多分、言葉が足りないだけでして。

その「燃やせないごみ」の中に含まれる、プラスチック系のごみとかですね。また再資源化できるごみというのがあると思うんで。

杉本委員

そうですね、そうしたら。

細見座長

そういう意味。

杉本委員

そういう意味に、ちょっと、なかなか取れないので、プラスチックごみというと、私たちが出す、あの青いプラスチックごみなので、ここにプラス、「燃やさないごみ」というのを出してはどうでしょうか。

碓井係長

言葉を一言足せばっていうことですよ。

杉本委員

ああ、そうですね。

瀧本委員

ああ、そうですね。

杉本委員 燃やさないごみ、あるいはプラスチックごみというふうにすると、わかるのかなって思うので。

細見座長 はい。じゃあ、そこは検討して。

杉本委員 小金井の分別はまた、ええ。

サンワコン桶谷 はい、修正させていただく。

杉本委員 複雑なので。

サンワコン桶谷 意図は多分同じなので、はい。

細見座長 本当わかっている、事務局？ プラスチックごみがあるでしょう。それは、僕らの感覚で言うと、プラスチックごみで、寄居に行く分と、最終処分される部分があるんですよ。

杉本委員 オリックス……。

細見座長 オリックスのほうね。寄居に行ってるとうのはオリックスの。

杉本委員 ええ、その。その前に、容器包装リサイクル協会で、選別工場に。

細見座長 まあそう。

杉本委員 うん、そう。

細見座長 それで、ここで言うと、ケミカルリサイクルによってっていうと、寄居のほう……。ケミカルのリサイクルになってるんで。

杉本委員 サーマルとどっちがあれなんでしたっけ。

細見座長 サーマルリサイクルかもしれないですね。だから、ここも文章の意味がね。事務局、わかる？

サンワコン桶谷 言っていらっしゃることは、わかりますので。

細見座長 いやいや、プラスチックごみのケミカルリサイクルって、わかる？ あれは、どこの話なんですか。

杉本委員 そうです、そこ、ええ。

碓井係長 65 ページの。

細見座長 65 ページの。

碓井係長 施策内容例のところ、真ん中辺の。

細見座長 要するに、もう少なくとも、小金井市の現状では、多くの、我々の認識している、私の認識しているのは、プラスチックごみは容器包装リサイクル協会に行って、そこから多分、寄居の、熔融炉にかけられると思うんですね。

杉本委員 70%は。

細見座長 リサイクルしている。

杉本委員 そのまま、容器包装リサイクル協会、そのあとの 30%はオリックス。

細見座長 オリックスの、あの寄居の多い。

杉本委員 熔融、熔融ガスになる。

細見座長 熔融処理にね。

杉本委員 溶融ガスになる。溶融処理になります。それで、埋め立てされる、その最終処分場に埋め立てされるものは、粉碎されるものは、中間処理場から直接、埋立地に送られるんですね。なので、そこの認識がちゃんとわかって、ここに書いてあるように、プラスチックごみが、まるで最終埋立地に行くような誤解を生まないような文章にしてほしいということです。

細見座長 いいですか。はい。

杉本委員 わかっていただけました。

サンワコン桶谷 担当課とも、またご相談しまして、たぶんごみのほう。

碓井係長 そうです。ごみですね。対策課のほうにちょっと確認をしまして。

サンワコン桶谷 ええ。

細見座長 まあちょっとリクエストになるので、やめましょう。確かに、ここは非常に微妙な経緯があって、こうなっているので、それから、言葉の定義ですよ。ケミカルリサイクルという言葉は、なかなか難しいので。もうサーマルリサイクルでもいいという意見も、かなり多いですし。

杉本委員 そうですよ。

細見座長 ちょっと対策課がいいと、われわれ、ここの表現が、ちょっと意見があるというのを伝えていただいて、対策課の、市の方針はちょっと、われわれはまず伺って、パブリックコメントをかけて、それでもおかしければ修正しましょう。はい。

亘理委員 これは、その都度その都度、意見を言ったほうがいいんですか。一通り説明を伺ってからでいい。

細見座長 もちろん、それで結構ですよ。

柏原委員 うん、そうですね、はい。

亘理委員 伺ってからでいいんでしょう？

細見座長 はい。

柏原委員 はい。

亘理委員 はい。

細見座長 今まででもすべて終わったやつでも、言っちゃいけないということはないので。いわゆる、ちょっとホットなところだけ、ちょっと手を挙げていただけてますけど、基本的には、先に伺ってから、言っていただいたらいいと思います。はい、続けてください。

サンワコン桶谷 はい。では、67ページのほうでございます。こちら、本文のほう、「取組方針3」のところで、「自然エネルギー」というのが三つ続けて出てきておりますので、削除させていただいております。

それと、囲みの中ですね。こちらの中で、ここも「支援」というようなところを、言葉として入れさせていただいております。それから、二、三、

四、五、六つめでございます。六つめの丸でございますけれども、「新エネルギー機器」というような表現が残っておりましたので、これ、現在の市に施策内容に合わせまして、「住宅における再生可能エネルギー機器等の設置を支援する」ということで、表現を改めさせていただいております。

それから、その一番下のところの白丸でございますけれども、こちらのほうは、「住宅の省エネルギー（断熱）を推進するためには補助金等の支援が必要である」というようなご指摘もございましたので、「促進する」というようなところを「支援する」というような表現で替えさせていただいております。

藤崎委員 すいません、この「エクセルギー」というのはどういう意味ですか。

サンワコン桶谷 有効なエネルギーということで。

藤崎委員 え？

サンワコン桶谷 これも有効なエネルギーということで、こちらにも用語集、用語解説とかで、巻末で、また解説をさせていただこうと思いますけれど。

藤崎委員 いや、何かぱっとこれ、一般に来て、すぐ読んで、わかりにくいんじゃないかなと思うんですけどね。

サンワコン桶谷 はい。そのあたり、ほかにもたぶんございますので、そのあたりは、また整理させていただいて、巻末資料編で解説をさせていただきます。

藤崎委員 これは具体的には出るんですか。

サンワコン桶谷 はい？

藤崎委員 「エクセルギー」というのは、どういう意味なんですか。

サンワコン桶谷 何て言うんでしょう、有効なエネルギー。

藤崎委員 有効なエネルギー。

サンワコン桶谷 はい。使われていないようなエネルギーを使っていく、というような形です。

次に、次が 69 ページ以降になりますけれども、前回 4-3 「重点的取組」とさせていただいたところを、4-4 に、順送りにさせていただいております。ここの構成が大きく変わっております。まず 69 ページのところでございますけれども、こちらでは、「さまざまな主体のネットワークづくり」、これが「重要なテーマであり、テーマ 1 とするのがよい」というようなご指摘とかがございました。こちらのほうでは、修正前は「取組の抽出の視点」ということで、いきなり重点的取組を抽出する視点を書いております。その前に「包括的なテーマ」ということで、「環境基本計画の認知度向上」と、「計画達成に向けた各種主体間のネットワークの強化」というのをとらえさせていただいております。これを「重点的取組」、前回、5 つお示ししましたけれど、それらに、全体に関わるテーマということで、とらえさせていただいております。位置付けております。それが、(1) の内容でございます。

そして、その上で、(2)の「取組テーマの抽出の視点」としまして、次のページ、70ページに「参考」がございますけれども、こういった強化も踏まえながら、取組を抽出しております、ということを書いております。

70ページは、これも追加で、させていただいておりますが、「(3)各主体の役割」ということで、「現計画の重点的取組の実践においては、「小金井市環境市民会議」を中核とする推進体制及び活動のネットワークが、実質的な実施体制として大きな役割を果たしてきました」という、まずは現状認識を述べておまして、その後、「改訂計画においても、重点的取組は市民等のあらゆる主体が協働して進めていく必要があるため、これまでの推進体制を継続しつつ、それらを基盤としてネットワークを更に拡大した体制」、こちらのほうは具体的には第5章のほうで書いておりますけれども、これで取り組みます、ということにさせていただいております。このあたりが、前回いろいろご議論いただいた点ではないかなと認識しております。

次に、71ページのほうでございますが、「(4)重点的取組のテーマ」ということで、前回テーマ1、テーマ2が、テーマ1のほうは「環境を意識した行動を全市に展開する」。テーマ2のほうは「計画推進のネットワークを拡大する」でございましたけれども、これを入れ替えをさせていただいております。

あと、71ページの表の備考のところ、「視点1」の表現は、先ほどの「省エネ及び再エネ活用に対する意識強化」ということで、統一をさせていただいております。

そして、72ページです。「(5)取組の概要」ということで、まずテーマ1の「計画推進のネットワークを拡大する」ということになりますが、こちらのほうは、中ほどの「具体的には」というところで始まる文章でございます。「これまでの活動により、ネットワーキングしてきた小金井市のさまざまな主体に加えて、連携が弱かった商工会やJAなど、各種団体とのネットワーキングを拡大していきます。また、周辺自治体等にある環境団体等との交流を深め、連携を強化していきます」というような形で、表現を加えさせていただいております。同じような内容を、活動事例の方向性の中でも、一つめのポツで加えさせていただいております。

それから、73ページになります。こちらのほうが、6行目で「大学や専門家とも連携を強化して」と。連携は今までもございましたんで、それをさらに強化するというので、言葉を補わせていただいております。

あと、73ページの「活動事例の方向性」の中で、前回、環境学習の対象としては、中学校よりも小学生を中心というようなご意見がございますので、あえて、ここでの中学校というのは省かせていただいて、「小学校での利用促

進」というところに重点を置いた取組とさせていただいております。

それから、74 ページ、75 ページについて特に変更なしということで、すいません、75 ページにつきましては、昨日、柏原委員さんのほうから、野川自然再生協議会の活動の様子の写真をメールでいただきました。これ、実はまだ協議会の許諾は得ていないということでしたので、もし掲載するにしても、その許諾を得てから、ということにはなるかと思えますけれども、差し替えの、本日お配りしました資料のように、子どもたちが映っているような写真を掲載をさせていただいております。

柏原委員　　よろしいですか、そのことで。

サンワコン桶谷　　はい。

柏原委員　　ここにも、野川自然再生に関わっていらっしゃる方がいるんですが、たまたまこういうふうにあったので、野川自然再生そのものの会とか、そうじゃなくて、野川自然再生から発生した田んぼをつくって、そこでの活動を、たまたまこの間、脱穀とトウミというのがあったものですから、ちょっと撮ったので、一応送らせていただいたので、それはあくまでも、まずそういうのがありますということだけを、今お伝えするということですので、よろしくをお願いします。それを載せてくださいということではありませんので、一応そういうことです。すいません。長くなりました。

碓井係長　　ちょっと柏原さんのほう、ちょうど、後からであれなんですけども、本日、机の上の、そのいただいた冊子にも、転記させていただいたものを、差し替え版ということで、出させていただいております。

柏原委員　　ああ、そうですか。気が付かなくてごめんなさい。

碓井係長　　一応今日、こちらで委員の皆様、これによろしいかどうかの旨を、こういったお写真でよろしかったかどうかの旨を、ちょっとお諮りさせていただきました。OK ということであれば、実際、これは肖像権の問題等ございますので、協議会さんのしかるべきお立場の方の許可をいただいた上で、OK だということであれば、このお写真を使わせていただければと思うんですが、皆様、いかがでしょうか。

細見座長　　いいと思いますけど、私は。どうでしょうか、特段。何かやっぱり。

亘理委員　　これは何、再生協議会が行っているんですか。

柏原委員　　そうです。野川自然再生協議会というのが、もう約8年前から、野川自然再生、野川じゃない、自然再生という法律に基づいて、国交省のほうで、それに基づいて、それがもうずっと、国交省と、それから東京都と、そして、その募集された人間で、人員で行われている、約、8年間行われているんですね。そこで、野川の、要するに自然再生をするに当たって、水の循環とかいろいろなことがありまして、それで田んぼをつくるということになって。

実際は、その野川自然再生から実際に計画を実施する団体として、野川自然の会というのができておまして、そこがこれはたまたま実施した風景なんです。

亙理委員 昔、私ももっと若いころには、「わんぱく夏まつり」というのを実際に行ったことがあるんですけどね。

柏原委員 はい。

藤崎委員 まだ続いていますよ。

亙理委員 そうですか、まだ続いているんですか。

柏原委員 はあ。

亙理委員 青年会議所というところがやったんですが、そのときにね、あのそばに何か田んぼがありましてね。あの田んぼあたりからやっているんですか。

柏原委員 もう既に、田んぼは昭和 40 何年に、小金井では田んぼがなくなっちゃったんですね。なくなったんですけど、それで野川第一調節池、第二調節池というのができておまして、その一部に、その 10 メートル×10 メートルなんですけど、田んぼとか、あそこは深池とか、いろいろできているんですが、その一部で活動をしていて、これがもう約 7 年そのぐらいの年数、もう藤崎さんは、もう本当にずっとやっていただいて。

亙理委員 じゃあ、そのころですね。あれ、確か農工大の先生だったか、学芸大の先生だったかわかりませんが、その野川の水生なんかを調べたり、いろいろやっているようでして、それを共同でやっているような人たちがいたけども、その発展的なものですか。それでもいいですか。

柏原委員 いや、そう、発展的というか、そうですね。

藤崎委員 全く関係ない。

亙理委員 全然関係ない。

柏原委員 そのときは、関係ないというか。

亙理委員 ということは、構成人員は、じゃあどういう。

藤崎委員 話を横から取っちゃってごめんなさい。

サンワコン桶谷 どうぞ。

藤崎委員 自然再生法という法律が、国で、日本でできまして、そこから自然再生法で指定された、その何て言うのかな。自然再生にふさわしい場所ということ、全国で約 20 カ所ですかね、今。釧路湿原から始まりましてね。その中の、20 分の 1 が、野川が指定されたんですよ。それで、お金は東京都と国交省から、または環境省から出ているんですけども、それが東京都の組織なんです。北多摩南部事務所が事務局になっている組織なんですけども、その中に、市民の会として、自然の会というのがあるんです。

亙理委員 ああ、そう。それは地元？

柏原委員 はい。

藤崎委員 そうです。我々がその自然の会のメンバーなんですが。協議会のメンバーでもあります。

亘理委員 それは、募集に応じて、参加されたんですか。

藤崎委員 そこで、8年前から、田んぼをつくってしまして、市民を集めて、いろいろイベントをやっているということですね。

亘理委員 それでお子さんやなんかも参加していると。

藤崎委員 そうですね。

柏原委員 それでその野川。

細見座長 問題は、このテーマの文章と、この写真が一致していればいいです。

柏原委員 合ったとか、そうです。

細見座長 今、ちょっと気になったのは、文章は「市民関係団体、市が共同で行っていきます」と言っておいて、もし再生協議会で、国が関わっているのであれば、ちょっとね。

柏原委員 というか、小金井市が、小金井市も委員の中で。

亘理委員 小金井市は関係ない。

柏原委員 いや、自然再生協議会には、小金井市も。

細見座長 いや、僕が言ったのは、この文章をちょっと読んでいただけます？ テーマ4の「小金井市の自然の環境の第一の特徴である」云々があって、「自然再生を、市民・関係団体・市が協働で行っていきます」と。取り込んでいきますという、こういう文章があって、それにふさわしい写真であれば、全く載せたほうがいいと思うんです。だから、僕が言っているのは、この「市民・関係団体・市が協働で行っています」と言っておいて、実は自然再生協議会は国がやっているんだって言われると、ほかの人たちが「ちょっとおかしいんじゃないの？」って言われる筋合いが。

亘理委員 民間は、小金井市民ですね。

藤崎委員 主にそうですね。

亘理委員 多分、市民グループ。

藤崎委員 近隣市の人も。

亘理委員 いるわけですか。

藤崎委員 別に拒否はしてないですね。

細見座長 要は、テーマ4と書いてあるのが、この野川自然再生協議会の活動の写真、これが一番ふさわしいのであれば、載せたらいいと思います。

柏原委員 そうですね。

藤崎委員 よろしいですか。先生、おっしゃっているのは、この写真を入れる必要がないかもしれない、ということもおっしゃっているんですか。

細見座長 いや、あったほうがいいと思うんですけど、この、これ、言いたかったのは、ちょっとほかの団体の人が見た時に。 このテーマ4の文章を見て、この野川自然再生協議会の活動の様子が、ぴったりであれば、問題ないです。載せたほうが分かりやすいし、ぱっと見ただけで、ああ、みんなやってるね。やる必要あるね、というのはわかりますよ、もちろん。もちろん。

亘理委員 これは、たんぼは遊水池のところにあるんですか。

柏原委員 はい？

亘理委員 遊水池

藤崎委員 そうです。遊水池を、一部たんぼとして取りあえず、利用していると。

柏原委員 ですから、要するに、野川の。

亘理委員 だから、氾濫したときに、いったん貯めておく場所が、遊水池ですね。

柏原委員 ああ、そうです、そうです。だから、そうで、湧水というか。

亘理委員 そこを利用しているわけですね。

柏原委員 そうです。調節。だから、樹木は植えてはいけないそうなんです。

細見座長 じゃあ、わかったんで。もう「市民・関係団体・市・国」と言ってもいいの？

柏原委員 ああ。

細見座長 国が入っていれば、構わない。

藤崎委員 国が半分予算を持っているらしいんですね。それで、東京都が半分出している。そういう事業。

細見座長 国とか、都とかは、言っておかないと。

藤崎委員 一応、すべて行政で行っている。そんな感じ。

細見座長 そう、行政だったらいいですよ。

藤崎委員 難しいですね。

亘理委員 6年前にもそんな話がありましたけど。

柏原委員 ああ、そうか。行政ね。

細見座長 であれば、ほかにもまた変わってくるんです。

柏原委員 ああ、じゃあ、行政ということもある。

碓井係長 じゃ、ここの「市」を「行政」に改めましょうか。

細見座長 そうしましょうか。

柏原委員 そう、行政、そうだ。

細見座長 僕は入れたほうがいいと思うんですけど。

碓井係長 問題ないと思うので。

柏原委員 行政、はい。

碓井係長 すいません。先ほど、私、申し上げ忘れていて、大変申し訳なかったんですけども、藤崎委員が、ちょっと所要で、10分ほど中座なさいますので。

藤崎委員 住民票を今、依頼してまして、下で。すいません。

碓井係長 はい、よろしくをお願いします。

藤崎委員 申し訳ありません。急いで戻ってきます。

柏原委員 行政ですよね。

細見座長 行政にしてください。そうしたら、別に私は、何でも構わない。写真出したほうがいいと思うんですが、国も入っているのに、東京都も入っているのに、全然名前が入っていないテーマ4だと、ふさわしくないというだけの話です。じゃ、「行政」にさせてください。

碓井係長 そこを「行政」に。そういうことで。

細見座長 はい、ほかのところも何かあったですね。

服部副座長 4年前にありましたので。

細見座長 じゃあ、そうしましょう。

柏原委員 はい。

サンワコン桶谷 はい。

細見座長 じゃ、次、行きましょう。

サンワコン桶谷 はい、ありがとうございます。そうしましたら、次は、76 ページでございませぬ。テーマがごみの「減量化を強化する」のところ、上から3行目のところ、これは「ごみを出さない」の後、「排出抑制」とありましたのを「発生抑制」で統一をいたしました。それから、活動事例の方向性でございませぬけれども、最初、「ごみを出さない」という丸だけだったんですけれども、その中に、「ごみとなるものを持ち込まない」、「無駄なものは買わない・もらわない取組の推進」「包装紙などの減装（へらそう）活動の推進」というのを付け加えさせていただきまして、「ごみを出さない」ということから、その「無駄なものは買わない・もらわない」ということの推進を取っております。それで、その後の、リサイクル推進協力店認定制度、これについては、エコシールというのも加えた中で、取組、制度というよりも、取組の周知という形で言葉を補っております。

次に、77 ページでございませぬ。このあたりも先ほどの修正から続いているような形での流れなんですけれども、図のほうですね。さまざまな主体のネットワークを位置付けるということで、そこで一応、環境保全施策なり、事業なり、そういったものを企画・推進していくような流れが表現できないかなというところがありまして、図の主の下の部分でございませぬけれども、まず主体を明らかにして、そこで、小金井市環境市民会議、あるいは市、それから環境審議会といったようなところの組織と、「参加・協働」、「連携・協働」しながら計画を推進していく、というような図式で表させていただきました。

それから、78 ページでございませぬ。こちら、小金井市環境市民会議のほう

の位置付けと役割ということで、まず「環境市民会議は、環境基本的条例第27条に基づき設立されており、協働の理念に基づき、自ら実践・活動を行うことや、市長に対して意見を述べることを主な機能としています」と。これは条例にこのような規定がございますので、そちらのほうを記述させていただいております。これが位置付けでございます。

それで、役割のほうなんです、「このことを踏まえて、重点的取組の推進に当たっては、推進体制の中核となり、取組を推進していきます」ということを付け加えさせていただいております。それから、「なお、本計画全般の推進に当たって市は、環境市民会議と連携・協働を図っていくとともに、その活動を積極的に支援していきます」と。そのような文面に修正をさせていただいております。

そして、79ページ。図が市民のところと事業者のところ、二つございますけれども、中に、「JA」とか「商工会」というような主体を、新たに付け加えさせていただきました。ただ、こちら、多分、前回ご説明を全然していない部分かなと思いますので。

杉本委員　　そうですね。

サンワコン桶谷　　いかがいたしましょうか。

柏原委員　　進んでなかった。

サンワコン桶谷　　そうでしたら。

柏原委員　　うん、ここ、やらなかった。

サンワコン桶谷　　そうですね。

瀧本委員　　まだやってない。

サンワコン　　じゃあ、今、すいません。前のほうに関連して、直したところだけ説明しましたけど、元に戻りまして、77ページ、第5章というところを、あらためて。

柏原委員　　77ページ。

細見座長　　第5章は後でします。それまでに、今まで、76ページまでの内容について、ご意見がある方、お願いしたい。

杉本委員　　はい。

細見座長　　はい、どうぞ。

杉本委員　　私、緑色のをお渡ししたんですけど、実際、これ、時間の中では、多分、言い切れないというか、今日皆さんにご提案できるのは、この3分の1かなというふうに思ってます、それで今日は、取りあえずは皆さんに、一応読んでいただきたいと思います、これをつくりました。それで、その中でもってということで、幾つか、この時間内で話させていただきたいと思いますが、細見先生、よろしいでしょうか。

細見座長
杉本委員

はいはい、どうぞ。

その中で、ちょっと優先順位も決めていたんですが、今、問題だなと思ったのが、76ページの、ちょうど今の説明にあったので、お話しさせていただきます。一つに、「活動事例の方向性」という、この言葉も非常に難しく、わかりにくい言葉ですよ。 「活動の方向性を示した事例」というほうが、まだわかりやすい。「活動事例の方向性」って、もう少しわかりやすい表現が必要かなと思います。ちょっと意味が不明なんですね。

それと、この76ページの下から4行目です。「エコシールリサイクル推進協力店認定制度の取組の周知」というところ、それを私の提言の中で、下から8行目に書いてあります。⑧のところ。今、リサイクル推進協力店、つまり、店頭回収をしているお店というのが、小金井では非常に少ないんですね。たった6店舗しかない。これを増やそうというのを、今、ごみゼロ化推進会議のほうで、進めようと、行政と協力してやろうというところに、今います。それで、周知だけでは、これは不十分なので、「推進認定制度の周知と拡大に取り組む」というのがいいのではないかと思います。「周知と拡大に取り組む」に直していただく。拡大。この棒線の引っぱってあるところですね。

それで、エコシールについてなんですが、何でエコシールがこの10年間、全く皆さんにあまり浸透されなかったか、ということなんですが、エコシールをわざわざ事業として立ち上げなくても、今ここに86ページの基本計画の中に書いてあるんですけども、今、レジ袋を戻すと、2円戻ってくるので、いちいちエコシールを発売しなくても、お店がいろんな形で、そのレジ袋を持ってきた方に、しっかりとした対応をしているんですね。で、このエコシールを事業として、ここに載つけて、また新たに推進していくのがいいかどうかというのは、このごみゼロ化推進会議の中にも、やっぱりいろいろ課題もありますし、もう一度やっぱり、もっと時代に対応した、流れに対応した事業を、具体的に持ってくるんだっただらば、ここに持ってくるということで、今、エコシールが適当かどうか、この事業が適当かどうかは、まだしっかり課題としても入ってませんし、検討の余地があるんじゃないかな、というふうに思っています。なので、エコシールは、取りあえず、ここには載せないというのが、私の提案です。

細見座長

じゃあ、76ページのところで、「活動事例の方向性」というのがわかりにくいので、「活動の方向性を」…。

杉本委員

「活動の方向性」だったらわかるんですよ。

細見座長

それだけにしましょう。

杉本委員

「活動事例の方向性」っていうのは。

細見座長 はい、もういいです。

杉本委員 ちょっとわからない。

細見座長 「活動の方向性」にしましょう。その「活動の方向性」を大きく分けると、「ごみとなるものを持ち込まない」、「ごみを出さない」、これはいいですよ、おそらくね。その「ごみを出さない」というところに、エコシールはあまりふさわしくないんじゃないか、というご意見と、もう一つは、「リサイクル推進協力店認定制度の周知と拡大」というふうに言ったほうがいいんじゃないかという。

杉本委員 「周知と拡大に取り組む」。

細見座長 「周知と拡大に取り組む」。

杉本委員 そうすると、文章が。

細見座長 まあ、これは。

杉本委員 「取組の周知と拡大」でもいいですけど。

服部副座長 そうか、そうか。

杉本委員 そのほうが読みやすいかな、と思っただけです。

柏原委員 そうね。どっちがいいのかな。

杉本委員 制度を拡大するっていうふうにとれるので、ちょっと文章としては、あれですか。制度を拡大するわけではない。

細見座長 「リサイクル推進協力店認定制度」っていうのは、亘理さん、ご存じですか。

亘理委員 ちょっとわかりません。

細見座長 もしね、亘理さんでご理解がないようなところだとしたら。

柏原委員 ああ、そうですね。

細見座長 もちろん周知は拡大しないといけないけれども。やっぱりちゃんと……。

亘理委員 いや、私はあんまりそういったことは、今知りませんでしたね。

細見座長 説明が必要なんだと思うんですよ。せつかくリサイクルをしようという、8店舗しかないっていうんでしょう。

杉本委員 6店舗です。

細見座長 失礼しました。

杉本委員 その後、少し増えたかもしれませんが。

細見座長 まあまあいい。

杉本委員 6店舗。ええ、今のところ、市内。

細見座長 そのレベルでは、なかなか多分、ごみを出さないという方向には、足りないだろうから。だから、言いたかったことは、それは認定制度を増やせ、というのはわかるんですけど、まだ理解されてない方もいっぱいいるのに、それでこの文章を出したときに、なかなか、ほとんどから理解されないので、

どこかこう、やっぱり、それがすごく大事なことであれば、やっぱりもうちょっと説明を加えたほうがいいよね。

杉本委員 注を付ける。

細見座長 囲み記事でもいいと思うんですけど。亙理さん、それで、理解していただいて。本当、いや、でもこれ、質問なんですね。

杉本委員 周知はされてるんだけど。

細見座長 リサイクル推進協力店認定制度に取り組めば、これがごみを出さないという方向に、ぐっと、こう、かじを取れるものであれば、これはぜひ進めるように、逆にもうちょっと説明を加えてもいいかなと思うんですね。

杉本委員 すいません。周知はされているんです。

細見座長 周知はされているの。

杉本委員 申し訳ない。その市報にちゃんと出てるんです。

亙理委員 市報というのは、あまり読まないでいるからね。

杉本委員 なので、周知をしています。市報に出ていた。

柏原委員 すいません、今、先生がおっしゃって、亙理さんに聞かれたことで、思うんですけれど、我々主婦は、こういうことに、リサイクルの推進とか、そういうお店というのに、すごく、何て言うか、記事にだって、目ざといんですが、例えば、市報に出ても、やっぱり男の方たちがわからないということは、やっぱりリサイクル推進協力っていうのは、どういう意味かを、どこかに、やっぱり書かないと、これは駄目かもしれないですよ。例えば、市報に出なくても、私なんかはずうずうしいので、買った、あるお店で買いますよね、ちょっと何か。で、パックに入っていたりすると、もう持っていきます。きれいに洗って。「すいません、それ、これ、取っていただけますか」って言うと、ちゃんと引き取ってくれる。そういうお店になっても、持っていつてくれる。

細見座長 わかりました。それで。

柏原委員 すいません、そういうところを。

細見座長 おそらく、今回、減量化するといったときに、やっぱりある種ネットワークをつくるのに、取り組んでやらないと、柏原さんだけが一生懸命になってもなかなか駄目なので。

柏原委員 駄目なんですね。

細見座長 やっぱり亙理さんとかの商工会とか何かも、協力してくれないと進まないの。

柏原委員 もう、そうです、そうです。

杉本委員 申し訳ないですが、取り組んで、制度に取り組んでいないです。ごみ対策課は、それほど積極的に。

柏原委員 うん？

杉本委員 制度に、これは取組、制度の取組の周知ですよね。この文章が。「制度の取組の周知」って書いてありますよね。

柏原委員 制度の。

杉本委員 なので、文章をもう少しわかりやすくしていただきたい。今、一番大事なのは、リサイクル協力店を増やすことなんですね、認定店を。それに、私たち市民が、ごみゼロ化推進会議が、協働してやっているわけです。ですので、その協力店を、ごみ減量のためには、協力店を増やすためには、どうしたらいいかっていうことを、これからやるにしても、もちろんそれを周知することは大事ですけども、それを行政も市民も協働で増やしていくってことをしないといけないんですね。

柏原委員 そういうこと。

杉本委員 増やしていく取組をしていただきたい。

柏原委員 リサイクル。リサイクル推進…。

細見座長 それはわかるんですけども。

亘理委員 具体的に、リサイクルってのは、どんなものを、どんなふうに取り扱っているんですか、具体的には。

細見座長 委員のメンバーでも理解してないですから。

瀧本委員 うん、そうそう、そうね。

細見座長 そこが僕は問題だと言っているんです。趣旨、取組はやるべきだと思いますし、そうなんですけど、この委員の中でもわかってないんですよ。

杉本委員 もう簡単に言えば、イトーヨーカ堂は、全部ちゃんと分別して、店頭回収していますよね。イトーヨーカ堂、それからエアーズシティのあそこ、それから、そういうふうに分別して、店頭回収をしているようなところ、そういうようなところの6店舗。しかも協力店に手を挙げないと、協力店にならないんです。メリットがなければ、駄目ということなんですね。つまり、事業者。だから、なぜここ…。

亘理委員 いや、資源ごみ回収みたいなもんですか、じゃあ。

杉本委員 店頭回収してます。

亘理委員 店頭で資源ごみの回収をしていると。

杉本委員 はい。だから、拠点回収とは全く違うんですけど、ここでわざわざ、この文章を取り上げる意味が、私はこれだけでは、全然、意味がよくわからないので、もう少しわかりやすい言葉にしていただきたい。「取組の周知」ってどういうことなのか。

細見座長 それは意味はよくわかったので、問題にしているのは、少なくとも、文章のわかりやすさは当然だと思いますが、その前に、このリサイクル推進協力

店認定制度ということ自身が、この委員のメンバーでさえも理解していないことが問題なので、委員が理解していないことを、この基本計画で出すということも、またあんまり。やっぱり理解してから、その後、亘理さんが、「これはどんな認定制度だ」というのを理解してもらって、宣伝をしていただけるぐらいになったほうが、我々としてはありがたい。

瀧本委員

そうですね。

細見座長

だから。

瀧本委員

うん、そういうことですね。

細見座長

杉本さんね、やっぱり現実はそうなんです。わかってない人も多い。

柏原委員

そう。

瀧本委員

多いと思います。

亘理委員

それから、さっき市報に出たって言いますけどね、市報って、なかなか効力ないですよ、いろいろなことを知らせるのに。見てない人が、非常に多いですよ。だから、おそらく関心を持っている人は見るんだけど、そうじゃない人は、なかなか市報を見ても。だから、いろいろな手段で訴えないと、まずはね。市報だけじゃ、どうしようもないですよ。

杉本委員

ここに載せる意味というのは、どういう意味があるんですか。そうしたら、これをわざわざここに載せるには、それなりの理由があるわけですから、それはちょっと、注釈を付けて、リサイクル協力店とは何かということ載せるのは、別に全然、私、構わないんですけど、これをどうしたいのかを、載せるか、どうかについては、これを載せた方にお聞きしたいんですが、よろしいでしょうか。

細見座長

趣旨はよくわかるので、何回も言うようですけど、このリサイクル推進、これは非常にごみを出さないという方向に、多分、役立ちそうだと思うんですけども、少なくとも、その制度が、わかりやすく、みんなが理解して、それを拡大していきましようというのが、この活動の方向性で挙げれば良いと思うんですけども。少なくとも認定制度の中身を、十分理解してもらうために、やっぱり囲み記事みたいなのがあったほういいというのは、僕は意見を言っているだけなんですけど。それで、亘理さんとかも、こんなものがあるのかというのを、ちょっと理解していただいて、できれば、商工会議でも周知徹底を、またちょっと別の角度で、市報じゃなくて、ある会合とか何かのときに、宣伝していただいて、事業者にとってもメリットが何かあるんだよというのは、どのぐらい、何があるのかというのは、もし亘理さんのほうで情報を流していただければ、亘理さんは、「ああ、これだったら、みんな、いいんじゃないか」と思って、流してもらえれば。

杉本委員

わかりました。じゃあ、「拡大」の前に、「協力店の拡大」というのを入れ

ていただくことってどうでしょうか。

柏原委員

というより。

杉本委員

「認定制度の取組の周知と協力店の拡大」。つまり、周知だけでは駄目なので。

細見座長

はいはい、それはもう。

杉本委員

協力店の拡大を足していただくということで、いかがでしょうか。

細見座長

はい。

柏原委員

すいません、よろしいですか。前回、というか、今、現在のこの環境基本計画の 87 ページに、もっとわかりやすく、ここに。87 ページの下から、3 行目の「市民各種主体の役割」というところで、「市と市民団体、市民、そして事業者」となって、これ、すごくわかりやすいと思う。

瀧本委員

そうそう、この 3 行ですよ。

柏原委員

うん、3 行。下から 4 行目や、「小売店、量販店等」、まあ F C はちょっと抜かしておいて、「小売店」というところに、「量販店や流通業者等はリサイクル推進協力店事業に積極的に参加し、簡易包装・レジ袋削減、ばら売り、量り売り、容器・包装の自主回収などに取り組むとともに、その取組について、市民にわかりやすく呼応する」って、これがすごいわかりやすいと思うので、ここのところをもう少し、こっち側にわかるように、まさにこういうことなんですよね。小さいお店でも、回収してくれるところがあると、そこのお店に行くようになるんですよ。そのヨーカ堂とか。

細見座長

だから、そうするとね。

柏原委員

はい。

細見座長

わかりました。

柏原委員

はい、すいません。

細見座長

76 ページに書いてある文章は、事務局案、この図。この図。

柏原委員

そうだよ、この図。

細見座長

この図、わかる？

杉本委員

事業者の役割だって。

柏原委員

ええ、そうですね。

杉本委員

ここに書いてあるのは、市の役割じゃないですか。

柏原委員

そうなんです。

杉本委員

違うんです。

サンワコン桶谷 63 ページ、リサイクル推進協力店認定制度というのは、初出は 63 ページだと思うんですね。

杉本委員

そうだ、こっちにあるんだ。

サンワコン桶谷

ちょうどここにスペースございますんで、ここで解説を加えさせてい

ただいてよろしいですか。

杉本委員

ああ。

柏原委員

そうですね、そうだ、そうすれば。ここに、もう書いてある。そうですね。そうだ。ここにちゃんと。

杉本委員

「周知を図り」ってということですか。

柏原委員

ここにちゃんとあるんだ。ごみを出さないこと。

サンワコン桶谷

ここで、リサイクル推進協力店というのはどんなものかっていうのは、書かせていただいて。多分、重点的取組は、まず周知があって、それから、みんなに行き届いたところで、拡大というような流れがあると思いますので。ここは少し表現としては、簡略的に書かせていただきますけれども。

柏原委員

そう、ここにあるんだ。ああ、そうだ。

細見座長

表現方法は、今の杉本さんが言われたとおりでいいと思うので。

柏原委員

そうですね。

細見座長

エコシールはどうする？ 今の意見では、要らないんじゃないか、という意見だけど。

柏原委員

どうなんだろう。

杉本委員

10年間、ほとんど取り組んでこれなかったっていう実績がありますが。

細見座長

市として、どう。これ、市が主導しているんだよ、これ。市。

杉本委員

すごい使いづらいんですよ。

瀧本委員

要らないと思います。

杉本委員

「やるんですか」っていう感じです。

細見座長

すいません、僕自身がエコシールっていうのが、あまりよくわかってないので。

杉本委員

サクラスタンプもあるのにとか思っちゃうんだけど。

瀧本委員

だから、そういうのだよね。

杉本委員

そうそう。

碓井係長

申し訳ございませんでした。私のほうで、もうほかは、ぱっとお答えがでないのが非常に申し訳ない。

細見座長

一応市としては聞いておいてください。

碓井係長

お話は伺っておきます、はい。

細見座長

だから、ここの検討委員会では、あんまりエコシールは、機能してなくて、どちらかという、もうその努力は、この認定制度の拡大とかに向けてくれたほうがいいんじゃないかと。

杉本委員

そう、これだとぼやけちゃうんです。

柏原委員

そうね。

細見座長

一回締め、ちょっと我々の意見として一回言わせていただいて。はい。じ

やあ、ここはもうそのようにさせていただいて、あと、杉本さんのポイントで、幾つかあるようですね。

杉本委員 間違いがね、ちょっとあったので、早めに指摘させて。

細見座長 どこですか。

杉本委員 「体験型市民農業」と「農園」というのが、いっぱいあちこちにあるんです。「農業」を「農園」にさせていただきたいんですが。

細見座長 載っている？

杉本委員 ええ、49 ページが。

細見座長 49 ページ、市民「農園」と。

杉本委員 体験型「農業」になっているんですね。「農園」というのも、また 45 ページには、農園になっていて、農園と農業が混在しているので、どちらかに統一すると、ここで「体験型市民農園」じゃなかったですか。具体的に、市民に今、募集していますよね、市報で。

サンワコン 桶谷 「農園」と、私も確認はしてないですけど、「市民農園」だったような記憶があります。

細見座長 それは確認させていただいて、統一しましょう。もう当然のことです。もうおっしゃるとおりだと。ほかには？ 杉本さん、ほかに意見。

杉本委員 私は特に言いたかったのは、この一番上の 1 ページのところですよ。改訂版の 1 ページ、45 のところに、「緑の創出」という取組が、充実政策については、検討していきますとなって、非常に消極的な内容になっていますが、改訂版の 48 ページのところなんです。もっと積極的な文章に変えてほしいということで、「公共施設や沿道、駐車場など、公的な場所の緑化を積極的に推進するとともに、大型店舗や、集合住宅の駐輪場などの緑化促進の指導を強化する」という、この施策内容例の中の、4 行目です。48 ページの括弧の中の、大型店舗や集合住宅などの前に、やっぱり小金井市は、公共施設の緑化をもっと積極的に推進するというのを、まず掲げていただかないと。それを十分にまだやっていないのに、民有地や大型店舗さん、お願いしますっていうわけにはいかないでしょうというのが、私の意見です。

細見座長 わかりました。

亘理委員 はい、私。

細見座長 はい。

亘理委員 ちょっとした意見なんですがね。私は、こういう道路だとか、施設、それから駐車場とか、駐輪場。駐車場とか、駐輪場なんていうのは、現在見るとね。まず緑化の余地なんかありませんよね。そうすると、さらに、新しくつくるときには、それは考えられるかもしれないけれども、既存のものをやろうとしたら、まず緑化の余地は全然ありません。もうそれは、あまり極端に

言っちゃいけないんだけど、まずほとんどありませんよ、駐輪場は。特にね、駐輪場なんていうのは、ほとんど敷地目いっぱい建っています。

それから、あとは、あたりやっているのは、あれでしょう。中央線の下のところ、あれは、もうあれじゃ、緑化なんかできませんからね。そうすると、これは敷地がある程度ゆとりがあってやらなきゃね。緑化なんていうのは、できないんですから。それはぎりぎりにやっているような建物にね、緑化しようなんていうのは、できるところもあるかもしれませんが、非常に望み薄だと。だから、これは言ってもしょうがないじゃないか、というふうに思いますね。

あと、沿道ですがね。沿道もある程度、道路の幅広くなきゃね、やりようがない。非常に広い道路は、もうやっていますね。黙っててもね、緑化というのは。ただ中途半端な道路に対して、緑化なんかしちやったら、狭くて、もう身動きができないということになりますのでね。これも難しい、沿道というの。新たに道路をつくってやればいじゃないかとか、敷地を買収してというと、これはまず小金井市の財政じゃ、いつできるかわかりませんね。だから、なかなか、10年以内とか、20年以内っていうじゃ無理のようなことは、まあちょっとこれは、考えていくのは、これは結構ですが、なかなか実現が薄いと。

それで、私はこれは、逆に48ページに加えてもらいたいのはね。大型店舗、これは今まででも緑化というのは、都市景観法で、たしか設置基準でもって、何平米で何%とかをやっていますね。それから、集合住宅もやっていますよ、現実に。今までも、それは開発指導要綱だとか、いろいろ中高層のいろいろな要綱によって、全部、一定の割合で決めたんです。用途・地域とね。それから、建物の種類とか、規模によって決めてあるんで、それは新しくできるものはやっていますよね。だから、今度は古いもの、現実にあるものに対して、新たに増やすというのは、なかなかできにくいだらうと思いますね、既にあるものは。

だから、そうすると、活路はね、個人の住宅ですよ。宅地です。これは個人の宅地を、できる限り、積極的に推奨、緑化を推進するということ。それを1行入れてもらいたいんですが。もう今ね、それに頼るよりしょうがない。

細見座長

わかりました。加える、それほど議論する場がないので、亘理さんの意見では、個人住宅を重視したほうがいいという意見だし、杉本さんとしては、まずここに緑化指導するんだったら、まず市が持っているところから、まずやって、それから民間のほうもやってください、というふうに順序があると。

杉本委員

学校とかもありますね、中学校とか。

細見座長

そういう二つのことを。

杉本委員 公共施設というのは、いろいろありますから。

細見座長 一つはね、個人の住宅を推進するというのは、何か、もしそうすると、何か支援をしないといけないのかな。これは、そういうふうには支援になってくると。

碓井係長 保存生け垣の支援制度は、今、市のほうであるんですけど、保存生け垣。

亘理委員 いや、道路に面したところにね、生け垣をつくるというのは、支援制度があるんですよ、現在もね。ただそれはね、もうこの前、私が言いましたように、狭い敷地じゃ、やりようがないよね。道路沿いに入り口があって、そこに駐車場があつたら、もう、それは道路の面した分はできないでしょうね。だから、ある程度広い敷地じゃないと、難しいことはそうなんだけど、何も全員が狭い敷地に住んでいるわけじゃないんだから。可能性はあるんですよ。だから、それを積極的進めてもらいたいと。

柏原委員 そうね。

碓井係長 市としても、積極的に奨励はしているんですけども、やはり…。

細見座長 してるの？ じゃあ、しているのであれば、もうその文章使っていいことにしましょう。それと、道路に面している私有地とか何かの緑化を、さらに促進するとかって、していただいたらいいと思うんですね。趣旨はよく、亘理さんの意見、わかったの。そのほうが、多分、現実的に進むんじゃないかと。

あと、もう一つ、杉本さん言われることも、そうかなと思うので、だけれども、亘理さんは反対だと。反対の理由は、もう市の土地はもうないんじゃないかという。

杉本委員 いえ、とんでもないです。

細見座長 あるの？

杉本委員 いっぱいございますので。もうあちこちで。

細見座長 もうあるのであれば、もう議論しないで。

亘理委員 まあまあここ、言っという悪いことはない。わかりました。

杉本委員 いえ、もう沿道でも、これからというところが、いっぱいあるので。

細見座長 わかりました。じゃあ、それであれば、杉本さんが言うように、文章を加えてくださいと。この緑のペーパーにある、下線部の文章にしてくださいと。

亘理委員 あとね、杉本さんの7番ですな。7番のご意見ですが、シックハウスの問題。

杉本委員 そうですね。

亘理委員 これは、椅子や何かと言っていますが、新しい建物はね、建築基準法その他で決まってまして、シックハウス対策は、全部、仕上げから、床でもね、

壁でもね、全部やらなきゃいけないようになっているんです。それでその等級から、仕上げから、全部決めてね。その量がどのぐらいというのを決めて、やるようになっているんで、新しいのはまず問題ないと。それから、新しくなくてね。新たに、何年かたつとね。そういうものは、揮発性でなくなりましてね、普通は関係なくなるんですよ。そうすると、あまりその問題というのは、今は起こっていないんじゃないかと思うんですけど、まだ起こってありますか。

杉本委員　　そうですね。公共施設においては、都基準というのがあります、シックハウスに関する、ホルムアルデヒドの。それに準じて、いろいろな床材なんかをつくっているんで、問題はないと思うんですけど、民間で建てる場合は。

亙理委員　　民間も全部決まっていますよ。

杉本委員　　そうですか。

亙理委員　　ええ。規制はありますから。

杉本委員　　じゃあ、わかりました。

亙理委員　　完成まで付けなきゃいけないじゃないですか。

杉本委員　　ということは、やはりいすだとか、そういう備品に関しては、まだ規制が甘いということだと。

亙理委員　　備品、まだ甘いですか。

杉本委員　　いや、備品に関しては、私はよくわかりません。

亙理委員　　備品もある程度、最近の材料はシックハウスに該当するようなものは、ほとんど自主的に使わないようになっていますよ、ほとんど。だから、これ、心配されることはないんじゃないかと思うんですが、ただ現実には、そういう被害が起こっているんですか。

杉本委員　　いえ、前の環境基本計画や行動指針には、そういったシックハウスに対応するように、きちんと都基準を、これからの小金井は守ってほしいというような。

亙理委員　　じゃあ、もう既に、ですから、もう守っていると思いますよ。だから、それよりも、現実にね。既存の建物で、そういうような被害が起こっているというなら、これは何とかしなきゃいけないけども、それはないと思うんですがね。

杉本委員　　わかりました。

細見座長　　うん、両方のご意見はよくわかるので、ただちょっと、この58ページの。

柏原委員　　58ですか。

細見座長　　この囲みの中に、シックハウス状況の測定を行うと、もう仮に書きちゃったら、本当に行うのね、市は。

亙理委員　　「行う」って書いてあるの？

杉本委員 書いてあります。

亙理委員 そこまでやる必要ないと思うんだよな、これからは。

細見座長 まあでも一応、確認するというのは、ものすごく大事なことなので、もうこの文章に表れているので。

亙理委員 じゃあ、実際に行っているんですか。

碓井係長 実態として、環境政策課で購入したわけではないので、実態は把握しているわけじゃないんですけども、確認はしている、という話は聞いています、担当課のほうでは。

細見座長 だから、杉本さんの⑦に関しては、もうこの文章で確認をするというのでよろしいですよ。

杉本委員 はい、結構です。

細見座長 じゃあ、この杉本さんの意見は、ほかに、杉本さんの意見のほかに、何かある方お願いします。

柏原委員 はい。

細見座長 はい。

瀧本委員 すいません。環境市民会議から、少しご意見を言わせていただきたいんですけど、いろいろな場面で環境市民会議という言葉が出てきているんですけど、一つ、1点、ちょっと間違いがございまして。42、43 ページに、同じように「環境博覧会等」って書いてあるんですけど、環境博覧会というのは、たぶん環境市民会議が、市から委託されて行っている催事業の一つのことだと思うんですけど、一時期、環境博覧会という、何と言うか、展示会のようなことをやっていた時期があるんですけど、取組としては、大きくくくれば、環境フォーラムなんですね。それで、環境フォーラム環境博覧会となったり、環境フォーラム環境映画祭だったり、その時々で、趣向を変えて、いろんな角度から、環境啓発を行ってきたということで、ちょっとここは「環境フォーラム」に統一していただいたほうが。

細見座長 いや、だから、どういうふうに変えればいいんですか。

瀧本委員 「環境博覧会」になっちゃっているところは、「環境フォーラム」に。

細見座長 わかる？

瀧本委員 42 ページ。

細見座長 事務局のほう、わかる？

柏原委員 42、43。

碓井係長 大丈夫です。

瀧本委員 四角くくりの1行目とか、43 ページも、やはり四角。

碓井係長 いろんな箇所がございまして。

サンワコン桶谷 何カ所かございましてね。

碓井係長 はい。

細見座長 じゃあ、それは直すと。

瀧本委員 はい。

細見座長 間違いなので、直すと。

柏原委員 43 ページもそう。

瀧本委員 はい。

細見座長 ほかに。

瀧本委員 ほかに、同じように、環境市民会議のことが書かれているところで、「環境サロン」というのが書かれていたのがあるんですけど、72 ページですね。ここは、環境博覧会じゃなくて、環境フォーラム・環境講座・環境施設見学会と3事業が正しく書かれているんですけど、「環境サロン」というふうに書かれているのは、これはちょっと、環境市民会議の、会員の中で、勉強会というか、内部勉強会で、外に対して、オープンに呼び掛けてはいないんですね。ですので、これは、ちょっと削除していただいたほうがいいのかなと。

細見座長 それ、何ページですか。

杉本委員 72。

瀧本委員 72 ページの、やはり四角の中の。

杉本委員 活動の方向性の3行、4行目。

瀧本委員 はい。

細見座長 じゃあ、「環境サロン」という言葉と、ポツを抜けばね。

瀧本委員 そうですね、はい。

細見座長 じゃあ、ここは削除。

瀧本委員 すいません。

杉本委員 そうですね。

瀧本委員 あと、その環境市民会議絡みなんですけども、さっき「環境市民会議とは」のところ。

細見座長 何ページに書いてありますか。

瀧本委員 70 ページですかね。活動の「現計画の重点的取組」、「各主体の役割」のところですかね。「環境市民会議が中核となって推進してきました」と書いてあるんですけども、そういうふうにご評価いただいて、すごくありがたいなと思うんですけど、この部分、3行目のところ、「重点的取組は市民等のあらゆる主体が協働して進めていく」というところに、何か、ぜひこう、「主体と行政」というふうに、ちょっと行政の立ち位置が見えてこないというか。私たち、任意団体ですし、ボランティア団体ですので、やはり行政のサポートがあつてこそ、継続されていくものだと思うので、これだと、何だか、環境市民会議が、市民と、あらゆる主体と、協働で勝手に進めていくというよ

うな、ちょっとニュアンスに伝わってきちゃうので、どこかちょっと、「市」とか「行政」とか「との協働」というふうに、ちょっと書いていただければなど。

細見座長 具体的には、「重点的取組や、市民等のあらゆる主体と、市が協働して」。

瀧本委員 そうですね。

細見座長 それでいいですか。

瀧本委員 そうですね。

細見座長 「市」を入れればいいですか。

瀧本委員 はい。

柏原委員 「市」と。

細見座長 「主体が市と協働して進めていく必要があります」。

瀧本委員 「市と協働して」。はい、そうですね。

細見座長 要するに、市民会議単独で、ずっと進めていくわけではなくて、やはり市も関与してほしい。僕もそれは基本条例をつくったときには、そういう思いも強く思っていましたので。やっぱり、市もその責任を負うというのが。市民会議は、また市に対して、意見とか言うけれども、市民会議としても、責任をまっとうしていくというような、お互いある種の、こういう立場がないと、ここだけに任せたとか、市だけに任せたというわけではと思う。違うと思うので。それはお互い、チェックし合いながら、両方が連携してやっていくというのが、僕は今回、小金井市の環境基本条例の中の一番新しいところかなと思うので、そこは今の瀧本さんのご趣旨のように、市と、そういうのを入れていただくというので、それでよろしいですか。

瀧本委員 はい。

細見座長 はい。じゃ、ほかにはありますか。

亙理委員 はい、すいません。

瀧本委員 じゃあ、行きます。

細見座長 まず、ほかには。

亙理委員 ああ、じゃあ。

瀧本委員 結構です。

細見座長 いい？ じゃあ、はい。

藤崎委員 今の瀧本さんの意見に関連しまして、78ページ。

細見座長 78ページ。

藤崎委員 「小金井市環境市民会議」という四角の3つめの……。

細見座長 5章はね、ちょっと次に。

藤崎委員 ああ、そうか。

瀧本委員 ああ、そうか。

柏原委員 ああ、そう、うん、まだ。

碓井係長 5章は、まだ説明が終わってないものですから。

藤崎委員 ああ、ごめんなさい。私、ちょっと中座しちゃったんで、ごめんなさい。申し訳ないです。

細見座長 だから、4章までで、そこまでで、ほかにないですか。

服部副座長 いいですか。

細見座長 はい、どうぞ。

服部副座長 59 ページ、「小金井らしい景観をつくる」のところで、「文化遺産」という言葉が、僕は「文化的遺産」とかっていうのがありまして、「文化遺産」って、最近使われ始めているんですけども、これはユネスコの世界遺産の一つに「文化遺産」という言葉があるんですけども、ですから、これは「歴史的・文化的遺産」というのもあるんですけども、全部「文化遺産」に統一していただいたほうがよろしいのではないかと。

細見座長 はい。

杉本委員 なるほどね、文化遺産。

服部副座長 それから、四角の中の、主な取組の方向性の中の上から3つめの「玉川上水～」のところの2行目、「無形遺産」ってなっているんですけど、これは「無形文化遺産」。これは、やはりユネスコの世界のほうの定義で、「無形文化遺産」になっていますので。

瀧本委員 無形文化遺産。

服部副座長 それから、次の60 ページ、真ん中よりちょっと下の「基本施策 6.2」というところの、やはりこれも「歴史的文化的遺産」とあるんですけど、その中の2行目、現地視察などを通じて、歴史的文化的……。ごめんなさい、その上で。「玉川上水・五日市街道等～」のところの「歴史的風致の保全」とあるんですけども、「歴史的風致」というのはあんまり使わなくて、普通「景観の風致」、「景観」の「風致保全」ですね。ほかの、地方自治体のほうの風致保全のいろんなのを見たんですけど、やはり景観の風致保全、「景観風致保全」という言葉を使っていますので、「歴史的風致保全」というのは、ちょっと言葉として適切かなということで、この辺、ちょっと検討いただければと思います。

瀧本委員 ああ、そうだね。

服部副座長 以上です。

細見座長 はい、ありがとうございます。間違いというか、言葉の訂正なので、事務局、ちゃんとできた？

碓井係長 はい。

細見座長 直せた？

碓井係長 はい、ありがとうございます。

服部副座長 ちょっとご検討、ほかとの合わせていただければと思います。

細見座長 そこはもう、先生のご指摘どおりだと思うので、直したいと。
ほかには、ございますか。

杉本委員 すいません、42 ページの★の『小金井らしい食生活』のあるひとづくり・まちづくりである“Koganei-Style”に環境学習を取り入れて推進する」って、私、全然意味がわからないんですけど、こういうわかりにくい、それを具体的な今後の施策として載せているのは、いかがなものでしょうか。わからないのは私だけでしょうか、皆さん。何を言っているのか、全然ちょっとわからないんですけども。

細見座長 事務局、説明してください。

サンワコン桶谷 はい。こちらのほうは、食育推進計画ですかね。

碓井係長 そうですね。

サンワコン桶谷 一応、そちらのほうで出てきているような施策でございまして、この「“Koganei-Style”」という言葉が出てきているんですけども、この「“Koganei-Style”は、何ぞや」といったときに、その前の枕ことばで、『小金井らしい食生活』のある人づくり・まちづくり」ということですので、ちょっと意味がわかりにくかったなら、これ、ちょっと表現が悪かったと思いますので……。

服部副座長 いやいや、僕は全くわからないので。

サンワコン桶谷 修正はさせていただきますけれど、要は、環境学習に食育を取り入れるというようなことで、ご理解、内容的にはそういうことでご理解ください。

瀧本委員 そのほうが、すごいわかりやすいですね。

細見座長 それもあるかも。

瀧本委員 「環境学習に食育を」。

サンワコン桶谷 ただ、「“Koganei-Style”」という言葉を出したいんだと思うんですね。

細見座長 いや、でもそうすると、「“Koganei-Style”って、どんなものか」っていうのが、それこそ注釈か何かで、説明を入れないと。どちらかというところ、ここに★印で書いていただくのは、今さっき言われたように、「食育教育を環境学習に取り入れる」と。これはもう皆さん、異論はないと思いますので。結論的に、「“Koganei-Style”は」というのは、ちょっと囲み記事で、下で詳しく。

瀧本委員 何か、どこかで出てきたね。どこだっけ。

サンワコン桶谷 すいません、今まで流れを。

細見座長 流れがないんだと思うんです。

柏原委員 出てきているんだよね、“Koganei-Style”というのがね。

杉本委員 知りません。

細見座長 多分、誰もわかってない。

柏原委員 “Koganei-Style”というのが出てきた。

瀧本委員 聞いたことないですね。

細見座長 要するに、「“Koganei-Style”とは何ぞや」ということがわかるような。本当に、これはどこが担当しているの。

碓井係長 健康課ですね。

細見座長 健康課。

亘理委員 食生活ね。

瀧本委員 何かしたんですよね。“Koganei-Style”というのを。

細見座長 ちょっとそこで調べてもらって、わかりやすく理解してくれるように。

瀧本委員 そうね。いいですか。

細見座長 いいですかね。それで、ちょっと僕は、申し訳ないけど、今までのところで、例えば、37 ページのところを、ちょっと見ていただいて、もう一回、言っているのかどうか、わかりませんが、少なくともちょっと 37 ページの大事なところですけど、「さらに」という上段から。「さらに、改訂計画の期間に優先的に取り組み～」とあって。

瀧本委員 ああ、ここ、はい。

細見座長 「複数の基本目標に関連するベネフィット的な～」というのはあるんですが、この複数の目標を束ねたというのかね。ちょっと「関連するベネフィット的な」って言われても、多分、皆さん、わからないと思うので。

杉本委員 わかりません。

細見座長 要するに、8つの基本目標を、5つの重点取組にまとめたわけですよね。そういう文章にしたほうがいいと。要するに、もう全然「コベネフィット」とかって使わないほうがわかりやすいと思うんですね。ですので複数の、だから、基本目標をまとめて、「5つの重点的取組を策定します」というふうにさせていただいて、箱のところに書いてあるところがありますね。「基本目標におけるコベネフィットの関係について」というのよりは、「基本目標を5つの重点的取組に束ねたことについて」としていただいて、「8つの基本目標はお互い関連するものが多く、それぞれの取組が相乗効果を発揮することが重要です」と。それで「例えば～」と、そういうふうにさせていただいたらどうでしょうか。

もう一度申し上げますと、この囲み記事のところに関しては、「基本目標を5つの重点的取組に束ねたことについて」と。それで、「8つの基本目標はお互い関係にあるものが多く、それぞれの取組が相乗効果を発揮する関係にあることを理解することが重要です」。「例えば～」と、そのまま。要は、「コベネフィット」という言葉をちょっと削除していただいたほうが。

要は、『8つの基本目標』というのは、ちょっと見方を考えて、お互い関連があるものを取りまとめてみると、『5つの重点目標』にまとめ直しました」ということですよ。

本来のコベネフィットというのはそうではなくて、一つの例えば、排水処理をしてきれいにしようといったときに、きれいになることは一つのベネフィットなんですけれども、そのことによって、そのことが工夫することによって、温室効果ガスも減らせるというメリットがあれば、これはコベネフィットだという意味なので、ちょっと、ここの使っている内容というのは、読み直してみると、『8つの基本目標』を取りまとめて、『5つの重点的』というふうに束ねた」と。その束ねたことを中心にやっていきたいと思いますというのが今回の趣旨だということ、ちょっとここでコベネフィットというような言葉を削除したほうがいいと。

もう1個、どこかコベネフィットが出てくるところがあったかもしれません。

杉本委員 36 ページに。36 ページの。

亘理委員 ああ、真ん中。

細見座長 ああ。

杉本委員 このイラスト図に、真ん中に「コベネフィット」というのがあって、これもよくわからなかったんです。

柏原委員 これ、36 ページの真ん中。

杉本委員 そうそう。

柏原委員 これで考え方、違うの？

細見座長 だから、コベネフィットという。これ、例えば、省エネルギー・再生可能エネルギーと生物多様性が、確かにコベネフィットの関係と言われてもわからないかもしれません。お互い、この本文で使っている「コベネフィット」というのは、お互い関連しているのではないかということ、多分言っていると思うんですね。どう？ 事務局のほうから。

サンワコン桶谷 もともと 33 ページに出てくるんですが、課題のところですね。ここはこれでいいのかなという気がしているですけど、欄外にコベネフィットのご説明をしまして、「一つの分野の取組を実施することによって、複数の分野で効果が得られること」と。これは今、先生がおっしゃっているようなことではないかなと思うんですけど。

細見座長 うん、まあそうだね。

サンワコン桶谷 はい。

細見座長 それを？

サンワコン桶谷 それをずっと引きずって、この「コベネフィット」という表現があち

こちらに出てくるような流れになっていますので、だんだんちょっと趣旨が違ってきているかもしれませんので、ご指摘のあったように、少しこれ、検討させていただいてもよろしいでしょうか。

細見座長 うん、ちょっと僕は、この図も見直したほうがいいと思います。

サンワコン桶谷 はい、36 ページと……。33 ページはよろしいですかね。

細見座長 33。じゃあ、例えばね、もう 33 ページのところだったら、「重点施策を複数の基本目標と関連させることによって、効果的に基本目標を達成できるような視点で立案することが重要です」と。

杉本委員 もうやめてね。

細見座長 というふうに、除いちゃいました。

瀧本委員 うん。

杉本委員 うん。

細見座長 もう一切、「コベネフィット」というのは使いません。

サンワコン桶谷 わかりました、はい。じゃあ、その方向で修正をさせていただきますので。

柏原委員 それで、すいません。私、遅刻してきたからなんですけれども、その 36 ページの図なんですけど、これはこのまま使われるんですか。これは、もう一つこういうのが出てきた、この前のときに。この図は、この 2 つで。この 36 ページの図は、このままなんでしたか、この図は。

サンワコン桶谷 今、一応保留にはなっていたんですけど。

柏原委員 だから、この説明があったのかなって、私、ちょっと遅刻してきた。

細見座長 それで、どうしたらいいですか。

柏原委員 それで、いや、だから、この 2 つ、36 ページに図が 2 つありますよね。だから、コベネフィットと、その絆というのがいろいろになっているのと。それで、この前のとき、もう一つ図をいただいたんですけど、この図のほうが、わかりやすいかなっていう気が。この絆のところすごい難しい、この下の図が。

瀧本委員 難しい。

杉本委員 「環境教育」って書いてあるけど。

柏原委員 だから、それが一つになっちゃうほうがあれかなと思って。どうなんですかね。やっぱり、36 ページのままのほうが。

細見座長 前の図をちょっと持ってないんですけど。

柏原委員 すいません、ごめんなさい。すいません。どうなんでしょう。そのコベネフィットの関係というところも含めて。

杉本委員 わざわざそれにする必要もないとか思っちゃう。

柏原委員 うん？

杉本委員 はっきり言って。この絆がお互いに、市民同士がこうお互いに絆をつくることによって、「環境教育」って書いてある。一つの環境教育を、市や市民や、いろんな人たちの絆で環境教育をつくっていきましょうって、文章で書けば、そういうことだよ。

柏原委員 うん、そうじゃなければ、この一つにすれば、環境教育。

亘理委員 むしろ上の図だけで、いいんじゃないですか。

杉本委員 わざわざ絵にする必要ない。

亘理委員 下の図は要らないんじゃない？

瀧本委員 下の図はね。

杉本委員 そんなのは、だって、当たり前のことというか、絆を深め合って……。

亘理委員 別に絆が入っているだけで、上の図と基本的に同じように見えますけど。

柏原委員 変わらないです。

杉本委員 そうですよ。

亘理委員 何かこれ、意味があるの？

柏原委員 意味がよくわからない。

細見座長 じゃあ、そうしたら、下の図を削って。わかりますか。その36ページの下丸のやつは削ると。上の図を生かすとしたときに、少しコベネフィットの関係という丸とか、文章、そこは削る。これは、いろいろな、今回、いろいろなパートナーシップというか、いろんなネットワークをつくるときに、商工会議所の人とかJAの人とかにも入っていただいて、市民団体とか大学の教授、市民、それから市がどう関わっていくかというのを一応描いた図なので、図そのものは取ってもいいかもしれないけど、あまり「絆」という言葉は、確かに今回の基本計画とちょっと違う筋のように思いますので、取りあえず、下の図は取って上の図を生かして、コベネフィットの関係を外して、矢印で結べばいい。

藤崎委員 いいと思いますね。

細見座長 わかりますでしょうか。この真ん中のコベネフィット、ここを取って、矢印だけで。あと、それぞれの団体とかが、それぞれ関わっていくんですよというのを表した図だという。確かに、文章で書けばいいだろうという説もあるけれども、一応、図をつくってあるので、この図は生かすと。

柏原委員 そうですね。

細見座長 その今、柏原さんが持っているやつは、もともとはこの元の図とよく似ている図ですよ。これ、一番この参考資料の、このやつは、だいたいこれはいったい何で、これは何かというのが、ちょっとわかりにくいので。

柏原委員 そうですね。

細見座長 そうしたら、もうこの元の図で。

柏原委員 一つにしちゃったほうが、はい。

細見座長 やったほうがわかりやすいかなと。

瀧本委員 コベネフィットの関係を取っちゃって。

柏原委員 そうですね。

細見座長 コベネフィットの関係だけ取ってしまうと。

柏原委員 取っちゃう、そうですね。

藤崎委員 ああ、これは取っちゃうんですね、真ん中の。

細見座長 ええ、取っちゃいます。

瀧本委員 それで、矢印。

柏原委員 矢印だけは、うん。

細見座長 矢印だけは。

藤崎委員 ああ、なるほど。

細見座長 お互い、例えば省エネルギーと、ちょっと僕もよくわからないけど、生物多様性との関係。

柏原委員 そうね。

細見座長 あるいは、もしかすると、低炭素まちづくりと省エネルギーは、ものすごく関係あるよね。でも、低炭素まちづくりと生物多様性とも、どういう関係があるのかという見方、そういう、「私たちは低炭素だけやってます」「私たちは生物多様性だけ見えています」というわけではなくて、お互い関連をしてほしいという意味になるんですよ、おそらく。

柏原委員 そうそう、そういう関係性。

瀧本委員 そうそう。

細見座長 もともとの基本目標 8つを、5つの取組にしたわけですので。ですので、これは何らかの関係性とかを見ながら、自分たちがもう省エネだけやるというのではなくて、省エネの結果、どういうことに関連していて、だから、お互いやっていきましょうよというような方向になっていけばありがたいと思っていますので。

柏原委員 そうですね。

細見座長 図は残しましょう、上の図は。

柏原委員 はい。

瀧本委員 そうですね。

サンワコン桶谷 一つだけよろしいですか。そういたしますと、ここは見直しの視点を図で表していますので、「2つの横断的な見直しの視点」というのが、ちょっと表れてこなくなってしまうかなと思うので。

柏原委員 ああ、そうか。

サンワコン桶谷 一番外側に丸、囲んでもよろしいですか。

瀧本委員 ああ、そうね。

サンワコン桶谷 環境教育と「絆づくり」という表現がどうか、いいかどうかわかりませんが、その2つの見直しの視点をちょっと記述させていただくような。

杉本委員 横断的な見直しの視点。

柏原委員 そうだ、そうじゃないとだめなんだ、そうだ、そうだ。見直しの視点なのね。

細見座長 環境教育の……。

サンワコン桶谷 あまり複雑な図にはしたくないので、今、上の図にあるものに外側に大きな丸を付けさせていただいて。

細見座長 じゃあ、そうすると、この5つそれぞれ、市、事業者、環境団体、教育機関とかいうのを結ぶわけ？

サンワコン桶谷 のような形で。

細見座長 外側にやるのか、その5つの丸を結ぶのかです。

サンワコン桶谷 そうですね。5つの丸を結んだほうがいいですね。

細見座長 と、僕も思うんですけど。

サンワコン桶谷 はい。そういう形だったら。

柏原委員 そういう感じだった。

細見座長 見直しの視点で、そこに環境学習とかがって入れていただければいいと思いますけど。

柏原委員 うん、そうでしょうね。

細見座長 入れていただければいいと思います。そうそう、今、瀧本さんが描いているような形で。

瀧本委員 こういうのですよね。

細見座長 そうそう。

柏原委員 ああ、そう、私、それ書く。

藤崎委員 そうすると、この四角の枠は要らなくなりますよね。角丸の四角のやつ。

柏原委員 角丸。

細見座長 ああ、そうね。

杉本委員 そうですかね。

細見座長 いや、でもね。いやいや、そこはね、多分、みそなんですよ。

柏原委員 そうだ、そうだと思いますよ。

藤崎委員 それはコベネフィットのみそですか、それは。その辺はもう。

細見座長 おそらく、循環型都市とか低炭素だとか何とかっていうと、ある種、目的がお互い関連している部分があるんですけども、この環境学習とかお互いのそのパートナーシップというか、連携、ネットワークをつくらうという動きとはちょっと違うんですね、次元が。だから、この四角をやっぱり生かし

て、その周りの5つのセクターというか、これを結ぶような絆の輪というか、環境学習を通してつながっていきましようという輪があつていいんではないかと。ちょっと哲学的になってしまって申し訳ないけど、事務局、それでわかる？

サンワコン桶谷 はい。

細見座長 はい、じゃあ、それをお願いします。ありがとうございました。

じゃあ、ちょっと残された時間を、あと5章に持っていったらと思いませんか？ ちょっとじゃあ、まず5章をやつて、それを終わつてから、それでもまだご意見がある場合には、もう一回、全体を通してやります。まず5章。

サンワコン桶谷 はい。第5章は「計画の推進」というところで、大きく分けまして「推進体制」と「進行管理」になっております。

まず「推進体制」でございますけれど、推進の基本的な考え方といたしましては、先ほど36ページにもございますように、市、市民、事業者、市民団体、教育機関などの、小金井市の環境に関わるすべての主体がそれぞれの役割を担いながら、協働で取り込んでいく体制、これを強化していきたいというところでございます。

同じような図が、先ほどご説明しましたが、推進体制ということで、下に出ております。こちらは先ほどご説明しましたとおりで、これらのさまざまな主体と、エンジンとなります小金井市環境市民会議、あるいは市のほうの環境基本計画推進本部、こういったところが協働連携しながら、環境保全施策・事業を進めていくという図式になるということでございます。

78ページにまいりまして、そのときに各主体の位置付けと役割はどうなるかということで、まずここにつきましては、上にあります、その3つの丸の主体についてのところを書いております。まず小金井市環境審議会ということで、これは条例のほうに基づいて設置されている機関ですので、本計画の点検評価結果について市からの報告を受け、これについて評価を行ったうえで、市長に対して提言等を行うと。

それから、環境基計画推進本部につきましては、この計画を総合的に推進し、調整するため、庁内の各部門を横断的につなぐ庁内の推進組織となる。

環境市民会議につきましては、先ほどご説明いたしましたとおりでございます。推進体制の中核となつて取組を推進していくということで、それを市のほうが、全般的に協働連携を図つて支援していくということでございます。

次、79ページにまいりまして、こちらのほうは、先ほどの77ページで言いますと、その下のほうの丸に関わる各主体でございます。まず市民の連携方策でございますけれども、市民は主として、家庭では個人としてできる小

さな取組になりますけれども、節電・節水・ごみ削減等を実践していきます。

また、家庭外では、個人として、あるいは参加団体のメンバーとして、計画と推進に積極的に参画していくと。また、できれば環境市民会議のほうに加わることで、活動を通じて、既に参加している市民から知識やノウハウを伝授してもらっていくということで、将来への持続可能な体制づくりというのを目指していくような、そのような役割を持って連携方策を進めていくということで、書かせていただいております。

それから、事業者。こちらのほうは、各事業所において、事業活動に関わる自主的な環境保全活動に取り組むとともに、従業員への環境教育を行っていくということと、更に、加盟団体とか、協議会、あるいは地域での環境保全活動への参加を通じて、地域産業の保全活動を進めていくということでございます。その辺の事例的なところを図でお示ししております。

それから、次の 80 ページでございますが、小金井市環境市民会議と環境関連の市民団体、ここは市民団体さんについての連携方策ということで書かせていただいておりますが、環境市民会議さんもそのうちの一つということで、特出しをしております。

小金井市環境市民会議は、重点的取組を実行するための企画立案を担い、中心となって計画を実施します。また、教育機関との協働の促進や、市内や周辺流域自治体にある環境関連団体との連携・ネットワークを強化していきますということでございます。

それからあと、教育機関等ということで、一応こちらは小学校という形で書かせていただいております。環境教育教材を利用した環境学習、ボランティアによる環境出前事業、またビオトープによる生物と環境の体験などを通じて、市の優れた環境を理解し、環境保全の大切さを学習・体験していきますということ。

それから、学校からは、環境教育教材や学習プログラムに対する要望・提案を行う。学校とボランティアが協働して、環境教育プログラムの質の向上を図っていくということを謳わせていただいております。

2 つめが大学でございます。大学は、環境関連団体等に対して、環境保全・環境学習等に関する知識、技術等を提供すると。また、強化が課題となっておりますコーディネーター、ファシリテーター、これらの養成に協力をしていくということでございます。

更に、本来の研究領域を生かして、東京江戸野菜などの在来種の研究や、小金井市の環境保全活動に関する情報の世界への発信に協力していきます。

最後に市でございますけれども、市は、環境保全実施計画に基づく環境保全施策の実行と管理、見直しを行います。また、環境基本計画推進本部によ

る計画遂行のための庁内調整、小金井市環境市民会議との協働、審議会や市議会への年次報告等を行います。それと、各主体に対しては、計画遂行に必要な予算措置の立案や人的な支援を実施します。また、主体間の連携調整を担いますとさせていただきます。

81 ページでございますが、計画の推進フローというのは、今ほどの主体が、前期の計画に基づきまして、前期の3年は、今の計画に基づきまして取組を進めて、それから中間見直しを行うと。その中間見直しを踏まえて、また後期基本計画の最終的な達成に向けて推進を行うというようなフローにしております。

82 ページ、これは基本的なことですが、進行管理につきましては、PDCA サイクルにのっとって実施を行っていくということでもあります。ただ、環境審議会からも、事業ごとの評価ですね。これについては、ご指摘を受けている点もございますので、評価機能の再構築、こういったものが課題となっているということですので、計画の進行管理と評価の仕組みを再構築して、計画の達成のための評価システムの充実を図るということを謳わせていただいております。

以上でございます、あと、資料編は一応これから充実させていただきますけれども、目次としては、ここに挙がっているようなものが中身に入ってくる予定としております。以上でございます。

細見座長 一番最後のところで、いかに進めていくかという重要なところですので、ご意見ありましたらよろしくお願いします。

はい、藤崎さん、どうぞ。

藤崎委員 先生、今おっしゃったように、私もここが一番大事なところだと思うんですね。まず、先ほども瀧本さんから話がありましたけれども、何ページでしたかね。第5章の頭って、何ページでしたっけ。

サンワコン桶谷 77 ページ。

瀧本委員 77。

藤崎委員 77 か。ああ、そうですね。ここで、まずこの組織図といいますか、推進の基本計画推進本部と環境審議会、市民会議、3つあります。その下にまたありますけれども。環境基本計画推進本部というのが、この前も、私、質問させていただきましたけれども、市役所の中だけの組織なんですね、これは、どうやら。

碓井係長 そうですね。

藤崎委員 これを、小金井市民会議も含めた、要するに、コーディネーション機能、全体の。ちょっとうまく言えないんですけど、何て言いますかね。例えば具体的に言ってしまうと、商工会とか協議会とか事業者とか、ほかの市民団体

とか、それと市民会議をコーディネートするような機能というものが、この推進本部に持たせられないかと思うんですよね。それが一つ。

そうでないと、次のページ、78 ページ、小金井市環境市民会議というところですけども、「このことを踏まえて、縦断的取組の推進に当たっては、推進体制の中核となり、取組を推進していきます」ということなんですけども、環境基本計画の推進に当たっては、環境市民会議が全面的にその企画をして、推進をしていくみたいな話になってしまいますんで。それで、80 ページの一番頭にも同じような表現があります。「小金井市環境市民会議」、一番頭ですね。「重点的取組を実行するための企画立案を担い、中心となって計画を実施します」。これね、私、市民会議の代表としてこの場に出ているんで、袋だたきに遭いたくないんですよね、帰ってから。この辺のところかね、何ていうんでしょうかね、市と本当に協力して進めていくというものが感じられない。何か市民会議に全部投げられちゃっているような感じがします。

ですから、じゃあ具体的にどう直せばいいんだって言われると非常に困るんですけども。

先ほど瀧本さんからお話がありましたけども、市民会議というのは任意団体ですから、ボランティア団体ですから、それに対してね。「環境基本計画の推進体制の中心になって、中核となって取組を推進していきます」って、これはね、ちょっと——78 ページの下から4行目ですけども——表現を変えていただかないとまずいと思いますね。もちろん、基本計画の推進の中核になりたいと思って、我々、10 年間やってきているわけですけども、ですから少なくとも、この 78 ページの下から4行目ですけども、「このことを踏まえて、重点的取組の推進に当たっては、市民サイドの推進体制の中核となり」という形は、最低限度、これ、入れていただかないとまずいかなと思いますね。あくまでも市民の立場で、我々、ボランティアでやっているわけですから、何か市から人件費まで出してもらって、動いているわけじゃありません。活動に対しての補助金というのは出して、60 万円は出してもらっているんですけども、ちょっとその辺は……。

私一人でしゃべりすぎましたけど。

細見座長

いやいや、すごく、僕もこの文章を読んだときに、これ、一番最初の基本計画のときに、こういう書き方をした？

碓井係長

ここまではしてないです。

細見座長

してないでしょう。だから、そこ、もうちょっと緩やかなものであって、今、藤崎さんが言われるように、やっぱり市民会議そのものは、やっぱり市民側の代表だよ。代表として、だから、今言われた 78 ページの下から4行目のところに関しては、「重点的取組の推進に当たっては、市民サイドの推進

に対しての中核となる」という、そこはやっぱり入れておく必要が、必ずあると思います。やっぱり、計画の推進は、やっぱりこの本文だよ、おそらく。市が主体となって、市民側も積極的に協力しないといけないし、本当にできているかどうかチェックもしていきたいと。要するに、役人の人が推進本部となって実行して、役人の人が評価しているだけだったら、内々の評価になってしまうので、そういう意味では、市民の立場として意見を言う。その代わり、勝手な意見では困るので、ある種、やっぱり責任を僕は持ってももらいたいと思っているわけですよ、その市民会議も。単なるボランティア団体ですよと言われても、ちょっと困ると思うんです。それは、やっぱり、ある種、責任を持ったボランティア団体ですから。だから、藤崎さんの言葉に、もうちょっと付け足したい。あるいは、瀧本さんに対してはね。

しかし、実際の環境基本計画の推進の母体は、やっぱりこの市だと思うんですね。最後のこの「進行管理と評価」のところは、実は、この「市の推進本部が進行管理を行います」とこう書いてある。ここの部分は、やっぱり市民の目線で見たと環境市民会議にも加わっていただかないといけない。そういう責任があると、僕は思います。この文章だけ読んでしまうと、市民会議が積極的に推進を担ってチェックするのは、推進本部がチェックするというような、そういうように見受けられてしまうので。そうではないですね。

藤崎委員
細見座長

しかも、先生、一方的にですよ、評価するのは。

とにかく、もともと基本条例の中で、初めてこういう市民会議の立場を明確にしたのは、やっぱり市が独自で推進をして、そのチェックを市が管理をしてやっていくというところに、やっぱり市民の目線で、それをお互い市民と行政がチェックし合うような関係をつくらうということだったと思いますので。

ちょっと、だから文章的に、少なくとも主体は3つあっても構わないと思うんですね。例えば77ページ、これで1件ありますからね、77で。どうでしょうか。

瀧本委員
細見座長
瀧本委員
細見座長
柏原委員
亘理委員
細見座長
亘理委員
細見座長

ええ、この……。

ここはいいと思います。

この三角をね。

ええ。この個別のところ、78ページのところは、先ほど言ったように。

市民……。

事務局はあくまでも小金井市なんでしょう、これ。ここに書いてあるのは。

そうですね。

そうですね、事務局は。

だから、市民サイドの推進体制の中核となるという、市民側にとっては、

やっぱり環境、市民会議が担っていただくというのは、それはお願いしたい。

亙理委員 都市計画審議会なんかの構成を見ると、そういうのから、いろいろなあらゆる面の代表が来ていますね。市、市議会議員も入ったりして、そういうのが来て、準備もあって、それでそこで決めたことは実施していますけど、ちょっと性格違うけども、何かそういうようなふうにして、市民会議の人たちとか、いろいろな代表が、入ってやる必要があるんじゃないですか、これ。

細見座長 うん、そうなんです。だから、亙理さんね、基本計画を総括的に推進するのは、市の本部ですよ。

亙理委員 だと思いますね。

細見座長 ええ。それを、評価するが、小金井市の環境審議会ですけれども、これは市が委託してやるようなあれなので、ある種、役人と同じようなものだと。それとは別に、やっぱり市民だけの目線というものは、市民会議の役回りです。

亙理さんが言われるように、市の審議委員会の中で、すべてほかの都市の環境基本計画の条例と違うのは、この市民会議というものを、一応独立させたような形をつくったわけですよ。

亙理委員 小金井市は。

細見座長 ええ。普通だったら、環境市民審議会の中に、例えば市民代表何とかさん、それから、商工会代表とか入って、議論して、それで。でもそれは、市長が指名して、ある意味、しゃんしゃんとやるような審議会では困るので、ちょっとやっぱり、市民としての目線をもうちょっと入れてほしいと。市民も勝手に、ただ意見だけを言うのではなくて、やっぱりまとめるという、そういう役目も、今までだったら、どうしても市民と行政と何か戦うようなイメージだったのを、そうではなくて、市民側も責任を持って対応してほしいという意味で、市民会議ができた。

藤崎委員 それで、先生、ここまでね。皆さんに、これを渡して、10年を振り返るなんていう。それで、市長に全部、皆さん、お配りしていますけど。市長に出しているんですよ。

細見座長 だから、この文章を直すとしたときに、その趣旨で行くと、どこを直せばいいかという、今、取りあえず、78ページのところは直して。

柏原委員 そうですよ。

細見座長 最後の82ページのところは、推進本部で、この施策の進捗状況の推進管理を、進行管理をやると書いてあると、これはやっぱり市民会議にも加わってというのが、ぜひ入ってほしい。

柏原委員 どこ？

細見座長 82ページ。

サンワコン桶谷 一番上ですね。

細見座長 うん。一番上の2行のところですね。この2行だったら、もう市だけで全部進行管理やっちゃう、という雰囲気になってしまうので、本来の趣旨の環境市民会議の役割は、ここにあったと思うので、ここに必ず加わっていただく。

藤崎委員 例えば、定期ミーティングをすることですね。そういう場が必要だと思うんですね。定期ミーティングというか、報告会が。

杉本委員 環境市民会議がつくった環境報告書とは、また違って。

藤崎委員 それは違いますね。

柏原委員 推進本部にある。

藤崎委員 市民会議としては、だんだんきつくなるような、何かがありますわね。こういう議論をすれば、するほどね。責任がまた重くなっちゃう。

細見座長 責任は重くなります。

柏原委員 すごいよね。

瀧本委員 いや、ちょっと今、細見先生がおっしゃったことと関連して、やっぱり78ページ、すごくこの環境市民会議の説明が、気になるんですけど、特にこの「自ら実践活動を行う」というところは事実ですけど、「市長に対して意見を申し述べることを主な機能」とはしていないんですね。私たちの考えとしては、これはもう黙っていられない。よくないよ、市長にきちんと提言しなくてはね、ということ以外は、何でもかんでも言うという姿勢は、自重しましょうというポリシーで、活動していますので、ちょっとこう、「主な機能」と言われちゃうと、オンブズマンみたいな。

柏原委員 そうだね、そう。うん。

藤崎委員 確かにそうだね。

柏原委員 ああ、そう。

瀧本委員 圧力団体でもないですし、ちょっと表現を変えていただきたいな、と思うんですね。

細見座長 どのように変えればいいですか。

瀧本委員 「自ら実践活動を行うことや、実践活動、啓発活動を行うことを主な活動とし、喫緊の問題があるときなどは、市長に対して意見を申し述べることもできます」というような言い方だと、今の環境市民会議の実情に近い、と思うんですけど。

柏原委員 そうですね。

細見座長 はい。それなら、藤崎さんも、いい？

藤崎委員 はい。これならいいと思うんですけど。

杉本委員 意見だけではなくて、きちんと提言をすることができるというふうに、第

27 条の中に、提言機能というのは、すごく大きいんですね。ごみゼロもそうなんです。きちんとした文章にして、私も環境行動指針とかは、市長に、環境市民会議として提出しました。しっかり印鑑を押して、最後に。そういうことができるということは、すごく大きな機能の一つ。

細見座長
瀧本委員
細見座長

そうですね。ただ1人の市民の人が言って、だけじゃなくて。それともまた違うね。

ある種、認められた立場として、意見を言うことだから、だからその代わり、責任はありますよね、言う以上は。

瀧本委員
杉本委員
細見座長

そう、言う以上。

それは結構、大変な感じというのは、わかりました。

はい。じゃあ、もう一度、この 78 ページのところは、「自ら実践、啓発活動を行うとともに」。

瀧本委員
柏原委員
細見座長
瀧本委員
細見座長

「行うことを主な活動とし」。

ああ、そうですね。うん、啓発活動ね。

まあ、そこで「主な活動」に絞らなくてもいいと思うんですけど。

うん、ちょっと違う、いいですか。はい。

「自ら、実践、啓発活動を行うとともに、市長に対して、環境に関して、提言することができる」と。

柏原委員
瀧本委員
細見座長
柏原委員
細見座長

ああ、そうね。「主」って、そこだけやめちゃえばいいです

そうですね、「主な」機能となっちゃうのは違う。

それはやめましょう。

はい。「主な」というのをやめればね。ということができる。

実際に、実践活動とか、啓発活動を行っていただけるし、市長に対して、今のまとめだとか、こういうポイントはこうですよというのを、一応市民の立場で、ただ文句を言っているんじゃないで、ある種の根拠を持って、言っていただくと。これは反対だとかっていうんじゃないで、なぜこうで、こうだからというのは、一応、できるだけ説得力のあるものを用意して、提言していただくというのが、やっぱり趣旨だろうと。

瀧本委員
細見座長

そうですね。

ただ、「私、反対です」という一言だけで言われても困ると。責任を持って対応していただきたいということで、お願いしたいと思います。もう一度言うと、「自ら実践・啓発活動を行うとともに、環境に関して、市長に提言することができる」。

杉本委員
細見座長

ああ、そうですね。

最後の 82 ページのところは、もう一度、「毎年度、環境基本計画推進本部と環境市民会議が協力して」と。あるいは、「協力して」というのがいいのか、

「連携をして」と、でもいいと思いますが、そこはそういう文章にして、施策の進捗状況の進行管理を行います。それで、大丈夫？ 市民会議の人、どうですか？

藤崎委員

きついですね。

細見座長

きついですよ、結構。

瀧本委員

そこまで言うと。そこまでの能力があるか。

柏原委員

あるかどうかね。本当、大変。

藤崎委員

でもそこまでやらないと。

瀧本委員

そうです。

藤崎委員

意味がないと。

柏原委員

そうね。

亘理委員

だから事務局がしっかりしていれば、あれだよ。事務局がどんどん動いてくれば、それは問題ないですね。

藤崎委員

いや、それが今、市民会議で大きな問題になっていまして、事務局は、市にあるんじゃないんですね、今。市民会議の中にありまして、非常にそれが、今大変なんです。余談ですいませんけど。

亘理委員

これは、ちょっと難しいんじゃないかな。それってということは、会議の中にあって、その人は、別にボランティアですか。

藤崎委員

そう、そうです。

亘理委員

それはきついです。これをやるのは。

藤崎委員

それはきついです。

瀧本委員

そう、それが問題です。

杉本委員

それが問題です。

瀧本委員

問題なんですよ。

亘理委員

これは、やっぱり市のほうに事務局を持っていかないと、ちょっと難しいでしょう。なかなかそこまで本格的にやれませんよと。

細見座長

まあだから、連携ぐらいですかね。何か、続けて。

碓井係長

82 ページの、今の件なんですけども。

細見座長

困る？

碓井係長

ちょっと、市としても、私もちょっと、実は代表の瀧本さんには、ちらっとお話しさせていただいたことがあったんですけども、何かしら、市民会議さんに市のその進ちょく状況について、チェックしてもらおう手段というのはないのかということ、一通り考えたんですけども、そうしたら、もう個人情報上の管理上の問題だとか、あと、条例上、定められている環境審議会の機能とダブってしまうというふうな、そういった問題が、私が幾つかこちらのほうで考えて、庁内、ちょっと相談したり、担当部署と相談したりもした

んですけども、ちょっとそういった部分があつて、ちょっと何とかそういう手段がないかなということは、私も頭の中で考えているんですけども、ちょっと今のところ、いい案が浮かんでないというのが、実態ではあるんですね。

細見座長 個人情報が出るの？

碓井係長 具体的に申し上げますと、問題になったのが、今、内部環境監査というのを毎年行ってまして、それは各、3年に一サイクルで、6年前から、実はうちの市ではやっているんですけども、3年一サイクルで、全然別の課の管理職が、内部の監査員の形になって、庁内部署を回って、環境行動をきちんと取っているか、取らないかのチェックをやっているんですね。ここで、3年ごとに、全部、一サイクル回るようになって、6年間なんで二サイクル、ちょうど回りきるころなんですね、今年が。なので、来年から新しいことをしなきゃいけないね、みたいなことは、考えていたんですね。

そういった考えが庁内にあつて、だったら、かといって当然、内部ですから、当然、やるとすれば、外部からだ、まず考えるし、思い浮かぶんですけども、かといって、いわゆるちゃんとした監査員を、資格等を持った監査員を、外部で委託してというのは、やはり、今、存在しているとかで難しいということで、だとしたら、ちょっとボランティアになってしまうけど、市民会議さんに、監査員を、一定、市の立場に対する認識ですとか、環境に関する知識も一定お持ちでいらっしゃる市民会議さんをお願いできないかな、ということ考えたんですけども、ちょっとやはり個人情報の管理上を、結局、部署内に、市の職員とか、それなりの委託業者でない立場の方を入れるというのは、どうかという問題があると。

次に考えたのが、環境保全実施計画の実施状況って、これは環境報告書で毎年載せているものなんですけれども、それを載せる際に、そこでいったんチェックをお願いできないか、という部分を考えてたんですけども、それは基本的に、条例上、環境審議会の機能としてうたわれている部分になるので、ちょっと難しいと。権限がダブっちゃうという。結局、市民会議が A と言っても、審議会が B と言うと、B になっちゃうので、じゃあ、何のために市民会議さんに見ていただいたんだろう、という話になってしまう。そこをちょっと、どうしようかなというのは、私の中で考えてないわけじゃないんですけども、なかなかいい案が浮かんでないというのが、今の実態ではあります。

細見座長 わかりました。それは非常に難しい、だから、ほかの市では、その市民会議のようなものを取り上げてないだけけれども、やっぱり小金井市がいいところは、やっぱり単に今まだ行政にあるような、市と市議会の関係だけでは

なくて、そこにもう少し市民の目線をどうやって入れるかと。市のほうでもお考えになっていただいたように、いろいろ、やっぱりチャレンジをしていただくと。でも、やっぱり法律上、無理なものは無理だと思うんですけども、しかし、何らかの形で、こう関与できるような仕組みを、考えていくというところが大事なかなと思います。

碓井係長 だから、市としては、考えていくというのは、続けられますので、「検証していく」というふうな、ライトな表現をしていただくとありがたいですけども、逆に、計画によって、結果を出すことが義務づけられている、何らかの形で、結果を出すことが義務づけ、結果というか、形をつくることというのですかね。形という言い方が良いか、ちょっとかわからないですけども、義務づけられてしまうと。

細見座長 つらい。

碓井係長 ちょっと、つらいかなというのは、正直なところでは。

細見座長 ということなので。

瀧本委員 ああ、そうか。

細見座長 82 ページは。しかし、何らかの形でね、市民会議が、ここの進行管理に関しては、関与していきたいと。やっぱりすべきではないか、と思うんだけど、文章上、今の残すと、結構、いろいろの。

瀧本委員 問題になってしまう。

細見座長 審議会との関係だとか、個人情報取り扱い、要は職員でない人がやってしまうので、いろいろ問題も生じてしまう、ということなのか。

碓井係長 まだ、もちろん最終の結論、私も係長という立場で、担当レベルで話していますので、今、管理職レベルまでは、話行ってないですから、最終結論ではないですけども、おおむねそういった感じなのかな、ということでは、そういうことになります、はい。

細見座長 わかりました。そこで、この検討委員会としては、何らかの形で、この進行管理のところ、評価のところ、市民会議が関与できるようなことをすべきであると。いろいろな行政的な法律だとか、問題が、あるのかもしれないけど、精神的にはそれに加わってほしいと。

だから、ただ、市の人にそういう意向を示しておきたい。結果、やっぱりこういうルールとか、こういう法律から行くと、やっぱり無理だね、となったら、これはもうしょうがないことだと思いますけれども、しかし、精神論的には、進行管理と評価のところ、何らかの形で、環境市民会議が関わって、全体の環境基本計画がどうやって進んでいるかとかいうのは、チェックしてほしいと。

ただ、その意見だけ述べておいて、庁内会議というか、それをどういう表

現で入れるのかっていって、議論していただいて、無理だったら、もうしょうがないと。

杉本委員　　せめて、この5行めの「環境審議会による外部評価を受け」と書いてるところに、「環境審議会などと」というのを入れて、後で、解釈を少し広がるようなニュアンスを持たせるだけでも、ここの「等」の部分、例えば、後から、その環境市民会議が少し加わるような形になるのも、これはもう限定なので、外部評価は、環境審議会に、なっていて。私は「等」を入れていけばいいと思います。

碓井係長　　これでも、杉本さん、条例上、環境審議会による評価を受け、取りまとめる、というようになっています。明文規定がございますので。

杉本委員　　うん。

碓井係長　　環境審議会の役割として。

瀧本委員　　変えられないんだ、変えられないんですか。

碓井係長　　ここはちょっと難しいですね。

亘理委員　　要するに、環境審議会が一番上にあるでしょう。

碓井係長　　そうですね、もう。はい。

瀧本委員　　そうですね、そうですね。

亘理委員　　決定機関にあるんだよね。

碓井係長　　ですので、冒頭申し上げたように、もちろんそういうことはないと思うんですけども、今ご検討いただいている、この基本計画にしても、今までこういうようなご意見様々積み上げて、検討委員会が積み上げてきていただいて、絶対そんなことはあり得ないですけれども、例えばの話ですけれども、審議会で、それをまるっきり、引っくり返されちゃったら、そっちになっちゃうんですね。そんなことはまずあり得ませんけれども。ほかの市の実態はどうかまで、ちょっと今、ぱっと、調べていないと、はっきりしたことは申し上げられないんですけれども、少なくとも小金井市に関しては、環境審議会の権限というのは、すごく強いものですから、条例上。

亘理委員　　どこでも審議会というのが、上にあれば、そこが強いですよ。そこに決定権がありますからね。

細見座長　　しかし、環境市民会議を、条例の中で設置したわけなので、そういう重みはあるので、この進行管理の中に、市民会議がどういうふうに位置付けるのか、ということに関して、庁内で議論してください。我々は、加わるべきではないと思っています。そういうことを伝えてください。

碓井係長　　わかりました。

細見座長　　ちょっとそうでないと、もうそれ以上のいろんな議論を行うのは難しいの、ここで難しいので。そういうように要望していただくと。

藤崎委員 そうすると、もう一ついいですか。この庁内の推進本部というのは、実態は、本部長というのは、どなたがやっているんですか。

碓井係長 環境部長です。

藤崎委員 はい？

碓井係長 環境部長。

藤崎委員 環境部長がやっている。

碓井係長 はい。

藤崎委員 ああ。

細見座長 それはもう前からですかね。

碓井係長 そうですね。これは、ただまあ、実態としては、一応、建前上は、議論する場になっているんですけども、実態としては、うちのほうから、庁内に対して、「こういうことをやってくださいね」というふうな呼び掛けの場になってます、環境に関する。環境行動等に関する。例えば、夏場であれば「節電してくださいね」ですとか。

杉本委員 そうすると、これは環境部長がトップになって、いろんな庁内の代表の方が集まって。

碓井係長 庁内の環境に関わる事業を行っている課の課長職が委員になります。

杉本委員 課長職の方なんですか。

碓井係長 はい。

杉本委員 そうなんですか。

細見座長 はい。じゃあ、むしろ、そういう推進体制にさせていただいて、少なくとも、変えていただくのは、その 78 ページのところは変えていただくとして。じゃあ、全体を通して、ご意見があれば。最後、ちょっと時間がなかったから、十分な議論ができなかった面も否定はできませんが、いろいろご意見をいただいて、そういう部分を織り込めたと思うので、これでもまだ完璧ではないかもしれないんですが、パブリックコメントのあった後、ご意見を、パブリックコメントのご意見を踏まえながら、もう一回それを踏まえて、全体を見たときに、あと1回のときに、やっぱりここはこうすべきだというときには、そうしてもいいと思いますので。ですよ。

碓井係長 はい。

細見座長 パブリックコメントの意見を取り入れながら、じゃあ、こども修正したほうがいいのかということになれば、この委員会で変えればいいと。そういうふうにさせていただきたいと思います。取りあえず、パブリックコメントに出す資料は、本日いただいた内容で、パブリックコメントに出したいということで、お認めいただければと思います。これでいいんですね。

碓井係長 はい。次回なんですけれども、今、先生がおっしゃった、パブリックコメ

ントと、あと市民懇談会を想定をしております。それで、そこでいただいたご意見を元に、12月頭ぐらいになろうかと思うんですけども、もう一度、最終回という形で、検討委員会をさせていただこうと思っているんですが、その際に、出させていただく資料の形なんですけど、こういった形がよろしいでしょうか。一応、私ども事務局のほうといたしましては、今日のご意見と、あとパブリックコメント、市民懇談会等で出た意見を主として、反映したほうがいいかな、というものがあれば、それも併せて反映させていただいた、これのもう一度最終的案ですね。最終案のもの、検討委員会に対する最終案のものと、それと、あと併せて、パブリックコメント、市民懇談会で出た主なご意見をまとめた表と、それと今日出たご意見をまとめた、またいつもお出しさせている別紙ですね。こちらをお出しさせて、議事録はもちろんですけれども、出させていただこうと思っているんですけども、それ以外で、何か「こういったもんがあるといいね」とか、あるいは「それより、こういうののほうがいいよ」といったものがあれば、まだ何の準備も、私どもしておりません。対応できるかと思うんですが。

細見座長 じゃあ、僕はそれでいいと思いますけどね。

服部副座長 別にそれでいいです。

細見座長 一応、パブリックコメントをやって、そこで修正しないとイケない、と思われるようなことを、一応、直していただくというのがいいと思いますし、そのときに、前のバージョンと、それから直していただいたやつと、修正のこの今回の別紙のようなものを用紙していただいて、やっぱり直す前のほうがよかった、っていうことになるかもしれないので。

碓井係長 でしたら、今日お配りさせていただいたこの修正案のほうは、次回の分もお持ちいただくということは、お願いさせていただいてもよろしいでしょうか。

細見座長 もちろん構わないけど、今日の議事の中で、何回も直したところがあったでしょう。

サンワコン桶谷 要は、パブコメ案になると思うんですが、それでよろしいですか。

細見座長 そう、パブコメ案を用意しておいてもらいたい。

サンワコン はい。

細見座長 それは、我々の、今の現時点でのまとめで。

瀧本委員 そうですね。

サンワコン桶谷 当然その横に、今回出たご意見の対応一覧というのを書いたものを付けさせていただいて。それを資料として、さらにそこから何かパブコメで、もし変更があれば、その部分を出させていただく、という。

杉本委員 すると、パブコメで、いろいろ出てくる意見を、私たちの委員会では、取

り入れる、取り入れないということのあれはしない、ということですよ。

細見座長 いや、やったらいいと思いますけど。

杉本委員 パブコメは。

碓井係長 それを逆にやっていただくのが、最終回の主眼かな、と私は考えてたんですけど。

柏原委員 そうだよ、そうだよ。

杉本委員 ああ、そう。

碓井係長 そういう理解でよろしかったでしょうか。

細見座長 そうです、はい。

杉本委員 地球温暖化推進計画のときには、パブコメが全部一覧表になっていて、そのパブコメの一つ一つ出して、これはもう既にできたことだから、取り入れられないとか、その一つ一つのパブコメに対して、表にして、答えを右側にずーっと、行政の方が書き込んでいるのが、地球温暖化策定委員会的时候に、最終的にパブコメをどう取り込めるかの検討の中で、資料として出てきたので、それはすごくわかりやすかったので、そういうのをつくっていただけるとありがたいと思っています。

サンワコン桶谷 ですから、今回、別紙でお出ししたようなものですよ。

杉本委員 そうですね。ああいう感じ、そうそうそう。

サンワコン桶谷 それで、要するに、もし対応できなかったものは、こういう理由で対応しませんでした、という見解をお示しすると。

杉本委員 そうですね、ええ。それを、ええ、そうですね。お示ししたものが、資料として出てくると。

細見座長 まず第1段階として、パブリックコメントをいただいて、それを市としてまとめて、市で、これはこうかなという判断で、今のような対応表をつくっていただくと。が、あって、この委員会で、その対応表で、よしであればよしだし、「ああ、ここの対応だけは、ちょっと、やっぱりこうすべきではないか」という対応をしていただく、というふうにするのがいいと思います。そうじゃないと、全部、いくらコメントが来るかわからない状況の中で、ちょっと予想ができないので、要は、たくさん、数個であれば、ここで議論すればいいんですけど、やっぱり 100 個も 200 個もなんか言われたら、まあそう言われたら。

碓井係長 それはないかと思えます。

細見座長 とても、委員会のところで、こういう議論できないので、まず下敷きみたいなのがあれば、事務局で作成していただいて、お願いしたい。その事務局が、パブコメに対する意見をまとめ、対応表をつくっていただいたベース、それをベースにして、ここで議論させていただきたい。そうでないと、時間

内に終わらない。

杉本委員

そうですね。

碓井係長

じゃあ、パブコメにつきましては、回答は一応、市のほうで、市の名前でもって、公開をさせていただかなければならない、という原則がございまして、それは一応、案は、もちろん市のほうでつくるんです。事務局のほうでつくるんですが、それに関しては、検討委員会さんの意見を反映させていただいた後に、公開というほうが、流れる的によろしいですかね。

細見座長

と思いますけど、はい。

杉本委員

ですね。

碓井係長

じゃあ、そういう流れで。

細見座長

我々もやっぱり責任持って、当たらなければいけないと思いますので。

杉本委員

やらないといけませんけどね。

細見座長

じゃあ、市と協働というか、協力して、パブコメに対して、我々もそれに加わって、判断したいと。

サンワコン 桶谷

要は、一応こちら露払いをさせていただきますけど、こちらからも、多分この取り扱いをどうしたらいいですか、という相談があると思いますので、そういったものは、ご検討いただくというようなことで。

瀧本委員

はい、わかりました。

碓井係長

わかりました。そういった感じで、はい。日程につきましては、大変申し訳ございません。まだ2カ月以上先の話になりますので、10月末か11月ぐらいに、また調整の、メール等で調整という形で、よろしかったでしょうか。

細見座長

はい、ありがとうございます。

碓井係長

そういう形で、取り扱いさせていただきますので、よろしく願いいたします。じゃあ、すいません。お時間が長くなっちゃって、申し訳なかったんですけど。

細見座長

すいません。本当に長くなってしまいましたけど、一度やっぱりパブコメの前に、区切りを付けておかないといけませんので、ご協力どうもありがとうございました。

碓井係長

ありがとうございました。

<閉 会>